



**全信組連
ディスクロージャー誌
2007**

信用組合の系統中央金融機関 全信組連

全信組連は、安定した経営と高い自己資本比率を維持し、
全国の信用組合をサポートする信用組合の系統中央金融機関です。

プロフィール(平成19年3月31日現在)

名称	全国信用協同組合連合会(The Shinkumi Federation Bank) (略称:全信組連)
設立根拠法	中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律
設立	1954年(昭和29年)3月29日
理事長	小山 嘉昭
出資金	538億円(普通出資金 488億円・優先出資金 50億円)
純資産	1,486億円
総資産	3兆8,585億円
職員数	285人
店舗数	国内9店舗
単体自己資本比率	16.45%(国内基準)
会員数	168信用組合

・本誌は、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
・計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

目 次

ごあいさつ	2
経営理念と経営方針	4
全信組連の役割	5
業績ハイライト	6
第9次中期経営計画	8
トピックス	9
経営管理・リスク管理体制	11
経営体制	12
コンプライアンス体制	14
リスク管理	16
資産内容の開示	24
個人情報保護への取組み	26
業務のご案内	27
預金業務	28
貸出業務	29
市場運用業務	30
信用組合業界への支援業務	31
機能補完業務	32
社会貢献活動	36
全信組連の概要	37
組織図	38
役員	39
会員数・出資金・職員の状況	40
店舗一覧	41
会員信用組合および全信組連代理業者一覧	42
全信組連の歩み	44
子会社・関連会社	46
単体資料	47
平成18年度の事業概況	48
単体財務諸表	50
信用リスクに関する事項	56
経営諸比率等	58
預金等	60
貸出	62
貸倒引当金の状況	64
証券等	65
派生商品取引および長期決済期間取引に 関する事項	68
証券化エクスポージャーに関する事項	69
出資等エクスポージャーに関する事項	70
内国為替・外国為替	71
業界の情報化推進	72
付随業務	73
主な手数料	74
連結資料	75
連結の範囲に関する事項・連結の事業概況	76
連結財務諸表	77
信用リスクに関する事項	83
貸倒引当金・連結リスク管理債権の状況	85
派生商品取引および長期決済期間取引に 関する事項	86
証券化エクスポージャーに関する事項	87
出資等エクスポージャーに関する事項	88
コミュニティバンク信用組合	89
開示項目一覧	94



理事長 小山嘉昭

会長 幡谷祐一

平素は、全信組連の業務運営につきまして、格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、全信組連の平成18年度の業務運営ならびに経営の状況を取りまとめた「全信組連ディスクロージャー誌2007」を発刊いたしました。ご一読いただき全信組連につきましてご理解賜れば幸いです。

全信組連は、設立以来50有余年の間、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合間の資金の需給調整、余裕資金の運用、金融機能の補完に努めるとともに、信用組合業界の信用力の維持・向上に努めてまいりました。

おかげをもちまして、平成18年度は資金量3兆6,838億円、当期純利益45億円と安定した経営基盤・収益力を維持するとともに、安全性の指標である自己資本比率につきましても16.45%と十分な水準を維持することができました。

これも偏に、信用組合のみなさま、お取引いただく組合員のみなさま、お取引先のみなさまのご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

平成18年度は、ゼロ金利政策が解除されるなど金融政策面の転換点となるとともに、貸金

業法が改正されるなど金融行政上の変化もみられました。また金融機関においては、「金融検査マニュアル」の改訂やバーゼル が実施されるなど、一層の内部統制が求められた年でもありました。

このような中、全信組連では金利の上昇局面を見据えた運用に努めるとともに、信用組合の内部管理態勢整備に向けた各種サポートを進め、余裕資金運用ニーズに応える観点から、貸付債権信託受益権やコーラブル定期預金を販売いたしました。

また、信用組合のお取引先の利便性向上に向け、インターネット・モバイルバンキングの普及やコンビニATMの一層の活用を展望し、24時間稼働、バックアップセンターの構築を柱とする第5次オンラインシステムの開発を行いました。これにより、金融サービス提供の担い手としての信用組合の存在感は一層高まるものと考えております。

信用組合は協同組織の金融機関として、それぞれの地域・業域・職域において、相互扶助の理念のもと、営利確保を直接的な目的とする株式会社とは異なる、組合員・お客さま志向の活動を展開しております。これらの活動により培った組合員との繋がりは信用組合の大きな強みであり、変革著しい昨今の経済環境において信用組合の役割が一層発揮されるものと確信しております。

全信組連は、平成19年度において信用組合への“付加価値ある”各種サポートを実施するとともに、既存の枠に囚われない新たな金融商品の提供に努めていくこととしております。

また、信用組合経営に対する様々な支援にあたっては、全信組連の収益力強化が不可欠との認識のもと、適正なリスクテイクによる収益拡大を図ることとし、有価証券運用の高度化や事業法人貸出の拡充に向けて弛まぬ努力を続けてまいります所存でございます。

今後とも全信組連の運営につきまして、なお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成19年7月

全国信用協同組合連合会

会 長 幡 谷 祐 一 理 事 長 小 山 嘉 昭

経営理念

信用組合相互間の協同連帯の精神に基づき、金融の実践活動を通じて信用組合およびその組合員等の発展に寄与し、併せて共存同栄の実を挙げる



経営理念「共存同栄」 わが国金融機関の創始者・澁沢栄一翁書

経営方針

- 信用組合の基盤と経営力強化に努める。
- 良質な金融サービスの提供に努める。
- 収益力強化と自己資本の充実を図る。
- 法令遵守・リスク管理体制の徹底を図る。
- 意欲と協調に富む職場をつくる。



本店



別館

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として昭和29年の設立以来、「信用組合の系統中央金融機関」、「金融・証券市場における機関投資家」の2つの役割を担い、信用組合とともにわが国の経済社会の発展に貢献しています。

信用組合の系統中央金融機関

資金調整機関としての機能

全信組連は、信用組合との預金・貸出金取引を通じて、信用組合間の資金の需給調整機関としての役割を果たしています。資金に余裕のある信用組合から預金などを受入れる一方、資金を必要とする信用組合に融資をすることで、信用組合業界全体の資金の需給調整を図っています。この機能によって、信用組合が地域の枠組みを越えて協力し合えることとなります。

信用組合の余裕資金運用機能

全信組連は、多様化する信用組合の余資運用ニーズに応えるために、新商品の創設を図りながら預金などを受け入れており、信用組合の余裕資金の効率運用に寄与しています。

信用組合の金融業務補完機能

全信組連は、業務の委託先と信用組合の間に立って、信用組合が単独では取扱いできない業務の取扱いを可能にしたり、信用組合に代わって全信組連が業務を行うことにより、信用組合の金融業務機能の補完や事務の合理化・効率化に寄与しています。

また、「全国信組共同センター」を運営し、全国の信用組合のシステム共同利用によるシステムコスト削減にも寄与しています。

信用組合業界の信用力の維持・向上機能

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として「全国信用組合保障基金機構」「信用組合経営安定支援制度」および「合併支援資金制度」を運営しており、これら制度の円滑な運営を通じて、信用組合業界の信用力維持・向上に努めています。

金融・証券市場における機関投資家

全信組連は、国債や社債をはじめとした多様な金融商品による運用を行っており、国内有数の機関投資家として金融・証券市場に参加しています。



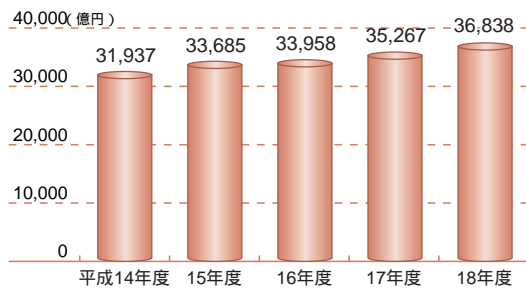
業績ハイライト

平成18年度は、平成17年4月からスタートした「第9次中期経営計画」に掲げた「信用組合の経営力強化への寄与」、「当社の経営体質・収益力の強化」および「人材の育成・確保と組織力の強化」にかかる諸施策を引続き実施いたしました。

この結果、平成18年度の資金量は3兆6,838億円と5期連続で増加するとともに、単体自己資本比率は16.45%と、信用組合の系統中央金融機関として十分な経営体力を維持する結果となりました。

また、経常利益は3,516百万円、当期純利益は4,573百万円と、ともに前期を上回る実績を計上するなど、収益力強化に向け着実な成果を挙げています。

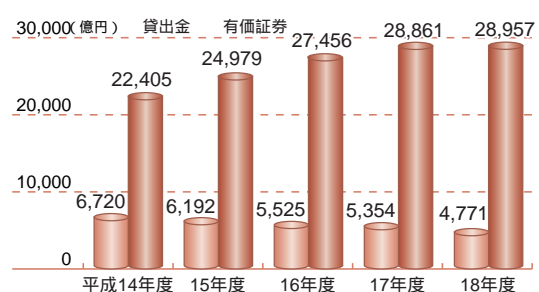
資金量



5期連続で増加

信用組合の余裕資金が増加したことにより、全信組連への系統預金が増加しており、前期比1,570億円増加の3兆6,838億円と5期連続の増加となりました。

有価証券・貸出金

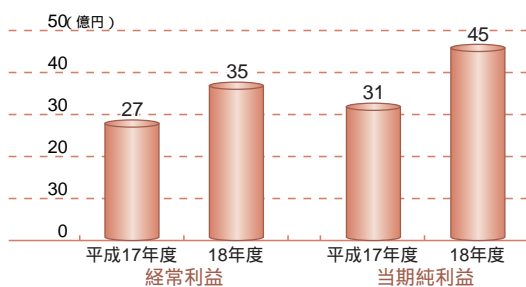


約3兆円の有価証券運用

有価証券の残高は、証券化商品や投資信託などによる運用を積み増したことから、前期比95億円増の2兆8,957億円となりました。

一方、長引く資金需要の低迷から代理貸付金が前期比284億円減少したことを主因に、貸出金は4,771億円と前期比583億円減少いたしました。

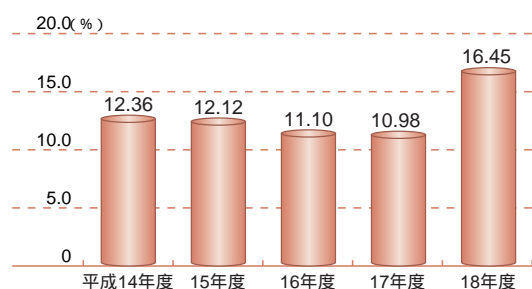
経常利益・当期純利益



前期を上回る経常利益35億円・当期純利益45億円金利の上昇局面を迎えたものの、これに見合った機動的な資金運用に努めた結果、投資信託等による運用が好調に推移し経常利益は前期比7億円増加の35億円となりました。

また当期純利益は、貸倒引当金の取崩しを主因に前期比13億円増の45億円となりました。

自己資本比率(単体)

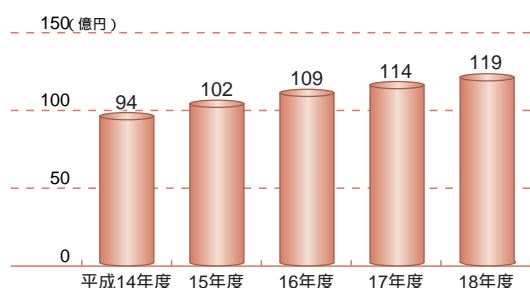


国内基準を大幅に上回る16.45%

債権の格付(信用力)に基づきリスクウェイトを決定する新しい自己資本比率規制が導入されたことが、堅実な資金運用を行う全信組連にプラスに働いたことから、金融機関の安全性を表す指標である単体自己資本比率は、16.45%と前期比5.47ポイント上昇しました。

また、自己資本の質を表すTier 比率は19.24%と大変高い水準にあります。

役職員 1人あたり資金量



都市銀行を上回る効率性

役職員 1人あたり資金量は119億円と都市銀行6行平均(32億円)の3.6倍となっており、金融機関としての効率性は非常に高くなっています。

(注) 都市銀行平均は18年度仮決算の数値を使用しています。



全信組連のシンボルマーク



全信組連のシンボルマークは、「信用組合」の「S」をモチーフに作られており、「信用組合業界のダイナミックな拡がり」とその中核にある全信組連の「求心力」を表現しています。

個々の図形と色は、信用組合の多様な業態(地域・業域・職域)とそのコミュニティ、また全信組連と信用組合が提供する多種・多様な金融サービスや商品を表しています。

また「S」には、信用組合の活動を支援する「Support(補完)」、信用組合のニーズを満たす「Satisfaction(満足)」、および全信組連と信用組合業界全体の「Sound(健全性)」を表現しています。

コーポレートカラー

全信組連のコーポレートカラーは、シンボルマークに使われている「ユニオンブルー」、「ユニオンレッド」、「ユニオンイエロー」の3色です。

各色には、それぞれ以下のような意味を持たせています。

ユニオンブルー	信頼性・未来感・若々しさ・安心感・成長
ユニオンレッド	積極性・活動力・情熱・発展
ユニオンイエロー	希望・光明

全信組連は、信用組合の総合力発揮の中核として期待される役割を果たしていくため、平成17年4月から平成20年3月までの3か年を計画期間とする「第9次中期経営計画」を策定し推進しています。

この中期経営計画では、経営目標として「1.信用組合の経営力強化への寄与」、「2.当会の経営体質・収益力の強化」、「3.人材の育成・確保と組織力強化」を掲げています。



第9次中期経営計画における重点施策

・信用組合の経営力強化への寄与

- ・リスク管理態勢整備等への支援
- ・多様な資金運用手段の提供
- ・機能補完業務拡充への支援
- ・業界の基盤拡充・強化への取組み
- ・信用組合経営安定支援制度等の充実・強化

・当会の経営体質・収益力の強化

- ・有価証券運用の高度化、運用力強化
- ・事業法人貸出の拡充
- ・業務・事務の合理化・効率化
- ・法令等遵守・リスク管理体制の強化

・人材の育成・確保と組織力強化

- ・職員の能力開発・レベルアップ、人材の確保・有効活用
- ・組織の見直し・機能強化

[第5次オンラインシステムが稼働]

全信組連は、平成19年5月に、業界のコンピュータセンターである「全国信組共同センター(「全信組センター」と「SKCセンター」の2つのセンターで構成)」のシステム更改を行い、新システムである第5次オンラインシステムを稼働させました。

このシステムは昨今のインターネット・モバイルバンキングの普及やコンビニATMの活用を展望し、24時間稼働の実現、バックアップセンターの構築など決済システムの一翼を担う信用組合業界の業務継続体制をさらに十全のものとするを目的としています。

全信組センター

2センター構成

現在の千葉センターに加え、茨城県に古河センターを新設し、千葉と古河の2センター構成としました。

現用システムにホットスタンバイ方式を採用

現用システムをデュプレックス構成とし、現用系システムダウン時には待機系に切替えて運用を継続するホットスタンバイ方式を採用しました。

相互バックアップ方式

為替業務とCD業務の現用システムを千葉センターと古河センターのそれぞれに設置し、各々の現用システムを設置するセンターとは別のセンターにバックアップシステムを設置することで、相互バックアップ方式を採用しました。

バックアップシステム

センターの被災等に備えるため、現用システムの更新情報等を定期的にバックアップシステムに転送するホットサイト方式を採用しました。

24時間稼働の実現

オンライン運転を停止せずにシステムメンテナンスを行う態勢を構築することで、24時間365日稼働を実現しました。



SKCセンター

SKCセンターの1系統化

東日本の信用組合と西日本の信用組合のそれぞれに別のシステムを採用する2系統のシステム構成を、1系統に統合することでハードコストの削減およびシステム運用面での事務合理化を図りました。

バックアップセンターの構築

現在の千葉センターに加え、バックアップセンターを古河センターに設置し、勘定系・情報系等の現用システムは千葉センター、バックアップシステムは古河センターに設置しました。

24時間稼働の実現

自動機取引、インターネット・モバイルバンキング、デビットカード、マルチペイメントネットワークサービスの24時間取扱いを可能としました。

業務機能および情報系機能の改善

業務機能について160項目の機能改善を実施しました。

また、信用組合の経営の健全性、収益力確保を図るために顧客管理面や経営管理面のデータベースの充実を図るとともに、個別信用組合のニーズに対して柔軟に対応できるよう「信組サーバ」を開発し、情報系機能の拡充を実現しました。

[確定拠出年金受付業務の取扱開始]

全信組連では、従来からの確定拠出年金業務に替え、東京海上日動火災保険㈱と提携した確定拠出年金受付業務の取扱いを平成18年4月より開始しました。

この業務は、信用組合が運営管理機関にならずに顧客に確定拠出年金制度を提供できるもので、平成19年3月末現在、2,121名の加入者受付実績となっています。

[3大疾病保障特約付団信の取扱開始]

全信組連では、長期の融資商品である住宅ローンにおいて、病気による返済不能リスクを回避したいという信用組合組合員のニーズにお応えするため、平成18年9月からこれまでの死亡・高度障害保障に加え、保険期間中に3大疾病(がん・脳卒中・心筋梗塞)と診断され、一定の保険金支払要件に該当する場合に、その時点で住宅ローンの残債務を返済する特約を付した団体信用生命保険「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」の取扱いを開始しました。

[パーゼル への対応]

全信組連と子会社である信組情報サービス㈱では、本年3月末から適用が開始されたパーゼルにおける自己資本比率算定を支援するため、共同で「リスクアセット算出支援システム」を開発し、平成18年10月に全国の信用組合に提供いたしました。

[小山理事長就任]

全信組連では、平成18年9月に急逝した花野昭男前理事長の後任として、旧大蔵省(現財務省)出身、(財)民間都市開発推進機構の小山副理事長を顧問として招聘し、平成19年2月に新理事長に選任いたしました。

[信用組合向け金融商品の開発・提供]

全信組連では、当社が保有する貸出債権を信託方式で流動化し、信託受益権を組成する貸付債権流動化商品「くみれんローントラスト第1号A受益権」を平成18年10月に取扱いしました。

また、平成19年3月には当社が預金の満期日を繰り上げることができる権利を有する定期預金「満期日繰上特約付定期預金(コーラブル定期預金)」の取扱いを開始しました。

これらの商品は、信用組合の多様化する資金運用ニーズを踏まえて開発した商品であり、今後も営業統括部に新設した業務企画課において新商品の開発・提供を行うこととしています。

[ホームページの全面改訂を実施]

全信組連では、平成19年3月、ホームページの全面改訂を実施いたしました。

この改訂では、当社の現状や役割に加え、信用組合の現況や歴史、銀行との違い等について掲載することにより、信用組合のお客さまへの広報ツールとしての役割を明確化させました。





経営管理・リスク管理体制

経営体制	12
コンプライアンス体制	14
リスク管理	16
資産内容の開示	24
個人情報保護への取組み	26

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として信用組合の多様な金融ニーズに応えるため、経営の健全性確保と経営体制の強化に努めています。

業務執行体制

全信組連の業務執行は、「理事会」において決定しますが、一定の事項については理事長に委任されており、理事長は委任事項の決定にあたり常勤の理事により構成する「常勤理事会」において協議することとしています。

また、業務の適切かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めることとしています。

組織体制

全信組連は、第9次中期経営計画に掲げた経営目標の達成と、当面する諸課題の解決を目的に、平成19年4月1日付で本部組織の一部変更を実施いたしました。

人事企画機能の重要性を明確化するため、「総務部」を「総務人事部」に名称変更いたしました。

信用リスク管理体制の整備と統合リスク管理態勢の構築を目的に、「経営管理部」の課制を廃止するとともに、「審査部」の「審査第一課・第二課」を「審査課」に統合し「与信企画課」を新設いたしました。

商品開発力の強化と市場関連業務の再編を目的に、「営業推進部」を「営業統括部」に名称変更し「業務企画課」を新設いたしました。

また、「営業推進部」の「証券企画課・証券決済課」と「国際部」を統合し、「証券国際部」を新設いたしました。

代理業務・資金中継業務等の整理・合理化を目的に、「決済業務部代理業務課」を「事務集中部」に編入いたしました。

審査体制

全信組連は、与信管理を統括する本部の審査部門を営業部門から完全に独立させ、所定の審査基準に基づく厳格な審査と健全な融資運営を行う体制をとっています。

また、収益力を強化するための新たな運用分野への進出等に向け、与信企画機能の強化と資産査定・信用リスク管理体制の整備を図るとともに、「信用組合経営安定支援制度」に基づき、信用組合の経営実態を適時・適切に把握する体制の整備を図るなど、より一層の審査・管理体制の充実に努めています。



監査体制

全信組連は、信用組合業界から選任された非常勤監事のほか、平成9年5月に設置した員外監事および常勤監事による監査を行っており、さらに平成10年度からは会計監査人による外部監査制度を導入しています。

また、業務の健全かつ適切な運営を図るため、内部監査部門を他の組織から独立させ、各部室店に対し年度計画に基づく監査を実施しています。

内部監査では、業務の多様化・システムの高度化等の情勢変化に対応し、事務処理監査に加え内部管理態勢(コンプライアンス・リスク管理)の検証・評価を行い、事故の未然防止、健全性の確保に努めています。

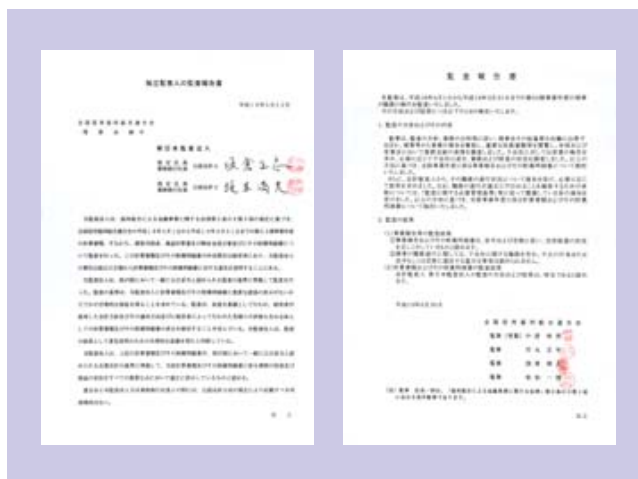
全信組連は、このようなさまざまな監査体制を通じて、経営の健全性の確保とコーポレートガバナンスの強化に努めています。

ALM体制

全信組連は、市場金利の変化がもたらす収益のブレ(リスク)を経営上許容できる範囲にコントロールしながら、安定した資金利益を確保するため、資産・負債の総合管理(ALM)を実施しています。

ALMでは、将来の金利を予測して、現在の資金ポジションが持っている金利リスク、価格変動リスク、為替リスク(いわゆる市場リスク)をギャップ法やシミュレーション法などのALM手法を用い計量・把握しています。そのうえで、資産と負債をコントロールすることによりリスクの量や内容を変更し、期待する資金利益の確保に努めています。

具体的には、「ALM委員会」でリスクの状況、金利の見通しを検討するとともに、資金利益の状況を勘案して、今後の資金調達・運用等について検討・協議しています。



広報体制

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を幅広いみなさまにご理解いただくため、広報活動の強化に努めています。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「ミニディスクロージャー誌」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のPR・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っています。



基本的な考え方

法令等遵守(コンプライアンス)は、信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践しなければなりません。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしています。

コンプライアンス体制

全信組連は、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、また、営業部店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置するなど、全社的な取組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めています。

役員

理事長は、年頭所感や部店長会議等、可能な機会をとらえコンプライアンスに対する取組姿勢を示しています。

理事は、コンプライアンスに関して率先垂範した取組みと体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めています。

統括部署

コンプライアンス統括部署である経営管理部は、コンプライアンスの企画立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、研修の指導といった啓蒙活動および不祥事件等の未然防止など、コンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めています。

コンプライアンス担当者

各部室店に配置のコンプライアンス担当者は、部室店の職員への研修会を実施したり、相談に応えるなど、一番身近な立場でコンプライアンスの徹底と推進にあたっています。

また、コンプライアンス担当者は、一次チェック部門として、日常業務におけるコンプライアンスの状況を定期的にモニタリングし、統括部署へ報告を行うなどの活動を通して、コンプライアンスを重視した職場環境の整備に努めています。

監査部署

監査部は、不祥事件等の調査や二次チェック部門として、コンプライアンスの状況を監査しています。

コンプライアンス・プログラム

全信組連は、コンプライアンスを実現させるための具体的な年間の実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を作成しています。

平成18年度の主な活動内容、平成19年度の主な推進計画は次のとおりです。

平成18年度の主な活動内容

部店長会議、コンプライアンス担当者連絡協議会等を利用した啓蒙・教育活動により、職員のコンプライアンス・マインドの浸透に努めました。

情報資産管理強化およびリスク管理強化のため、「文書管理取扱要領」を改正するとともに、災害発生時のマニュアル等を整備いたしました。

全信組連役職員としての倫理や行動のあり方を示した「倫理憲章」について、社会環境の変化等を踏まえ見直しを行い、役職員へ配布のうえ周知徹底を図りました。

平成19年度の主な推進計画

統合的リスク管理をはじめ各リスク管理のための規程類の整備により、管理体制の強化を図ります。

プログラムに基づく内部研修の適時適切な実施により、職員のコンプライアンス・マインドの向上に努めます。

倫理憲章

全信組連は、「経営理念」「経営方針」を踏まえ、次のとおり「倫理憲章」を制定しています。

1. 全信組連の公共的使命

全信組連は、公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

2. 質の高い金融サービスの提供

全信組連は、創意と工夫を活かし、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、信用組合とともに経済社会の発展に貢献する。

3. 法令等の厳格な遵守

全信組連は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 社会とのコミュニケーション

全信組連は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。

5. 職員の人権の尊重等

全信組連は、職員の人権と個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

全信組連は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するほか、環境保全に寄与すべく環境問題に積極的に取り組む。

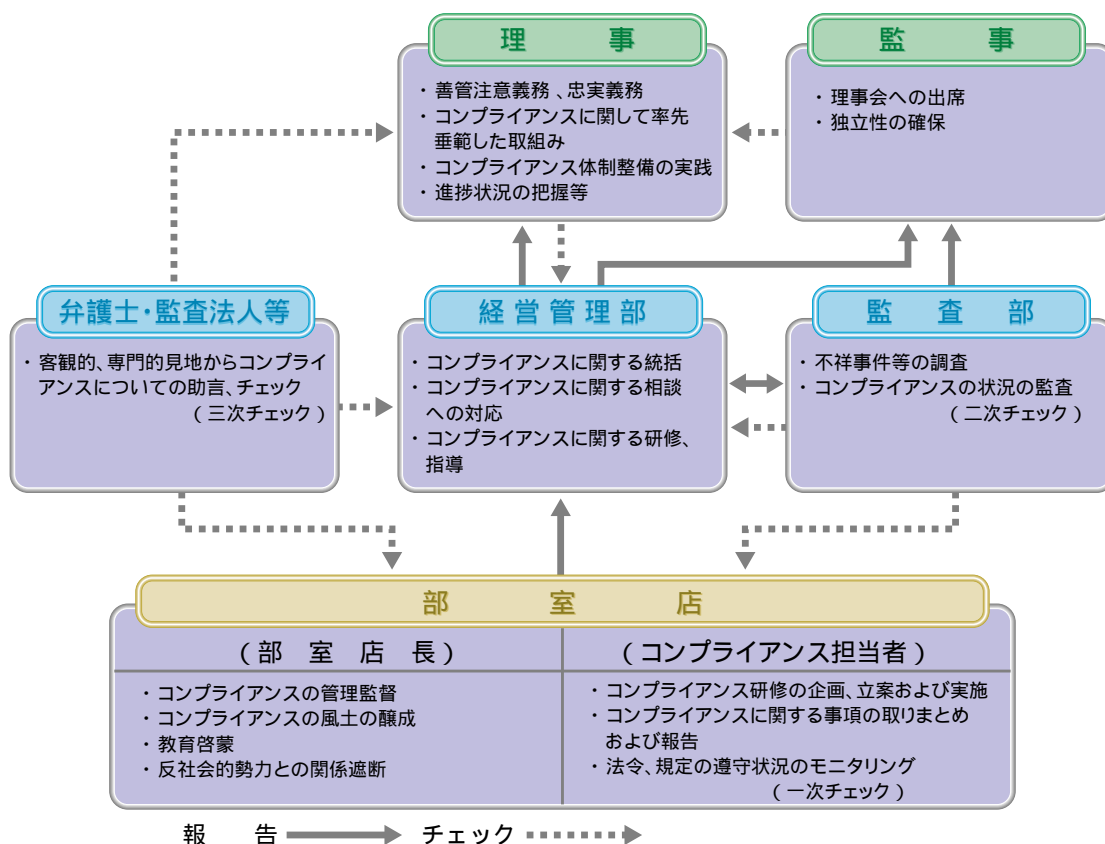
7. 社会貢献活動への取組み

全信組連は、社会とともに歩む「良き市民」としての強い自覚をもち、信用組合とともに積極的に社会への貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との対決

全信組連は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

コンプライアンスにおける役割と報告・チェック体制



統合的リスク管理の方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクの多種多様化が進展しており、金融機関経営にとってリスク管理の強化・高度化の必要性はますます高まっています。

全信組連では、コンプライアンスの徹底と適切なリスク管理が経営の健全性を確保するために極めて重要であることを認識のうえ、統合的リスク管理^(注)に向けた態勢整備に取組み、経営体力に見合った業務運営を行っています。

また、管理すべきリスクのうち、信用・市場・流動性リスクについては、リスクを適正にコントロールしつつ収益の拡大を図ることとし、オペレーショナル・リスクについては、リスクの発生自体を予防することでリスクの極小化に努めています。

(注) 統合的リスク管理とは、リスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによってリスク管理を行うことをいいます。

リスク管理体制

全信組連では、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長は、この方針に基づいて業務を統括するとともに、リスク管理にかかる必要な指示を行っています。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを管理し、これを統合的リスク管理部署が統合的に把握・管理するほか、信用・市場・流動性リスクはALM委員会、事務・システムリスクは情報セキュリティ管理委員会が組織横断的に評価・検討することにより、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めています。

さらに、業務執行部署およびリスク管理部署から独立した監査部署が、被監査部室店の業務運営および内部管理態勢についての検証・評価を実施しています。

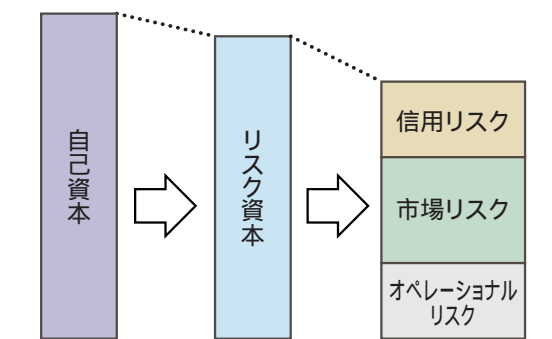
自己資本管理

全信組連は、経営体力に見合ったリスクテイクを目指すとともに、各種リスクのリスク量の合計額を自己資本額内に収めるよう管理しています。

国内で営業を行う金融機関には、4%以上の自己資本比率を維持することが求められておりますが、平成19年3月末現在の全信組連の自己資本比率は16.45%と高く、自己資本の大半がTierで構成されるなど、十分な自己資本を維持していると考えています。

また、全信組連は、経営を維持するために必要な資本を予め留保するとともに、自己資本によりカバーすべきリスクを「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」と定め、「オペレーショナル・リスク」については収益の一定額を、その他のリスクについては事業計画等を前提としたVaR法に基づくリスク量を、期中のリスク量上限とする自己資本管理を行っています。

自己資本管理のイメージ



リスクの内容と管理

信用リスク

[リスク管理の方針および手続きの概要]

リスク管理の方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことで、

全信組連では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

また、信用リスク管理担当役員をはじめ各経営陣は、信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性および信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに信用リスク管理の状況を的確に把握するとともに、適正な信用リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針および具体的な方策の

策定に努めています。

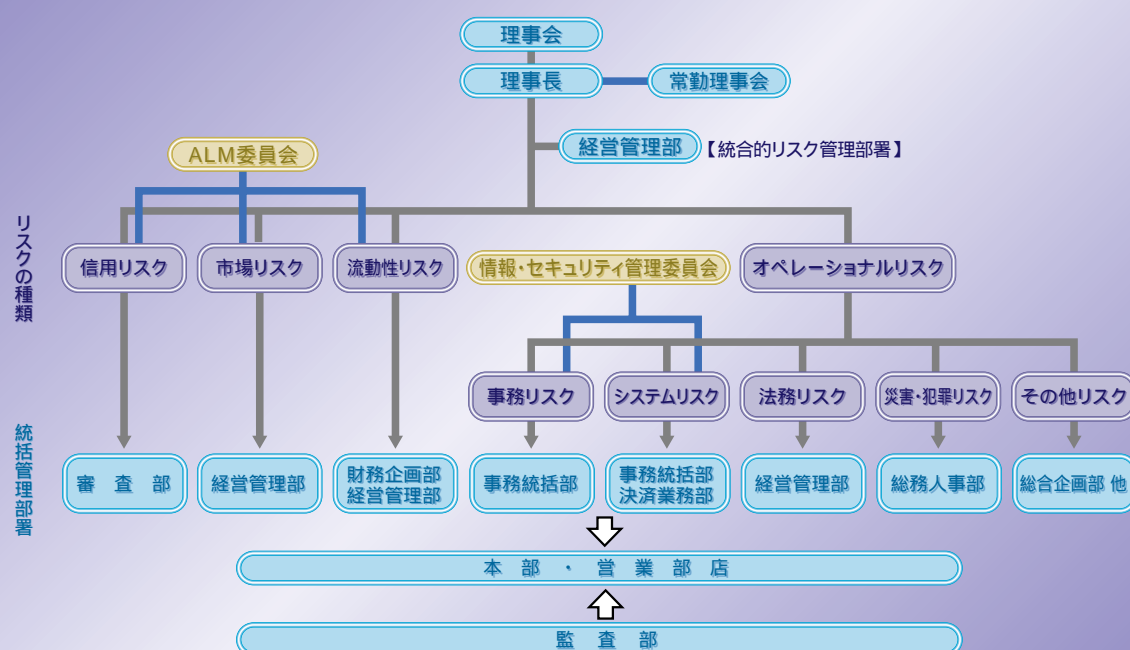
平成19年度については、信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内にコントロールし、資産の健全性を維持するとともに、投融資先の拡大や新規商品の購入等も視野に入れつつ、リスクテイクに見合った適正な収益を確保するため、審査部に与信企画課を新設し、信用リスク管理のさらなる高度化に取り組むこととしています。

手続きの概要

全信組連では、与信先等の信用状況の把握が何よりも重要であるとの認識のもと、信用格付と与信運営の中心に据え、取引先の財務・収支状況に関する定量的な評価を基本に、定性面の評価を勘案のうえ、厳正な信用格付を実施し、与信判断を行っています。

この信用格付については、年1回の定期見直しとともに、与信先等の財務状況等の変化に応じて機動的な見直しを実施するなど事後管理の徹底を通じ、

全信組連のリスク管理体制



信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めています。

また、個々の与信案件については、営業関連部署の一次審査後、審査管理部署において二次審査を行い、案件内容に応じて審査委員会および理事会に諮るなど、適正かつ厳正な審査と相互牽制が働く体制を維持・強化しています。

さらに、「総運用限度管理規程」等に基づき、信用格付別・個別・グループ別等にそれぞれ与信上限を設定するなど信用リスクの集中排除に努めるとともに、信用リスクの計量化により、与信ポートフォリオから発生する予想損失額^(注)を把握し、過大なリスクテイクの回避を図っています。

信用コストに対する貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。

このうち、一般貸倒引当金については、正常先、要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

なお、上記の引当については、営業関連部署の一次査定、審査管理部署の二次査定、さらに監査部署が厳正な検証を行った資産自己査定結果に基づき行っています。

(注) 与信ポートフォリオから発生する予想損失額とは、格付低下による資産価値の減少および法的倒産時の未回収額を指します。

[リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関]

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適格格付機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)

- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

[信用リスク削減手法]

信用リスク削減手法とは、全信組連が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保などの適格金融資産担保付取引や保証などが該当します(全信組連では、適格金融資産担保付取引について簡便手法を採用しています)。

全信組連では、融資の実行にあたっては、資金使途、返済原資、財務内容や事業環境など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しています。

パーゼルにおいて認められる信用リスク削減手法のうち、全信組連が受入れる主要な担保は預金(お取引先が全信組連に預入している定期預金)ですが、その手続きについては、「貸出事務取扱要領」に基づき適切な徴求・管理を行っています。

また、全信組連が保有する債権に対する保証には、政府・地方公共団体や金融機関による保証等がありますが、このうち金融機関の保証は主に代理貸付金において委託先の信用組合が債務保証を行っているものです。

なお、お取引先が期限の利益を失った場合には、与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、「全国信用協同組合連合会取引約定書」等の定めに基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知および所定の手続きを省略して払戻充当することができることとしています。

市場リスク

[リスク管理の方針および手続きの概要]

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、為替リスクおよび価格変動リスクからなっています。

全信組連では、市場リスク等に関する事項を審議する機関として、ALM委員会を毎月開催し、資金の調達・運用、リスクヘッジ等にかかる計画を立案のうえ、適切なALMオペレーションを遂行しています。

また、「市場リスク管理規程」に基づき、自己資本の範囲内でリスク上限額の設定を行い、リスク統括管理部署がVaR法(バリュー・アット・リスク法)による内部モデルにより業務別および資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらが当該金額を超えないよう厳格なモニタリングを実施しています。

なお、計測した各リスク量が当初予想された損益の範囲内であるかをバックテストにより検証し、モデルの信頼性を確認するとともに、統計的な推定の範囲を超える市場環境の急激な変化に備えたストレステストを実施し、ポートフォリオ管理に活用しています。

(注) VaR法とは、過去の市場変動に基づき、将来の一定期間における市場変動を推定し、一定の確率で発生しうる最大の損失額を計測する手法であり、全信組連では、このVaRの計算方法として分散共分散法を用いた内部モデルによる損失額(「SFBポイント額」と呼んでいます。)を計測しています。

流動性リスク

[リスク管理の方針および手続きの概要]

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができ

なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、会員信用組合の資金需給を調整するとともに会員信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。このため、流動性リスクを基本的かつ重要なリスクと位置付け、会員信用組合の日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応するため、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。

具体的には、資金繰りリスクについては、資金繰りにかかるリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性資金の水準を維持・管理するとともに、ALM委員会において流動性リスクに関する事項の報告と審議を行っています。

また、市場流動性リスクについては、「市場流動性リスクモニタリング基準」において、モニタリングの対象商品、指標および頻度等を定め、遵守状況を定期的にチェックしています。

なお、市場環境・市場外の政治経済環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するための緊急会議の招集等により機動的な対応を図ることとしています。



リスク管理

金利リスク

[リスク管理の方針および手続きの概要]

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、全信組連ではこれらについて定期的に計測・評価を行い、適宜、適切にコントロールする態勢をとっています。

具体的には、前記のとおり金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法による内部モデルにより計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リス

クについては、金利感応度による分析(デュレーション分析^(注1)、BPV分析^(注2)、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析^(注3))や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行い、その結果をALM委員会に報告し、これを受け委員会で協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めています。

内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

全信組連では、以下の定義に基づき毎月金利リスク量を算定しています。

内 容	定 義
計 測 手 法	内部計算方式(再評価方式)
計 測 対 象	運用・調達勘定のうち、市場金利の影響を受ける資産・負債
金利ショック幅	10BPの平行移動および99%タイル値または1%タイル値 ^(注4)
観測期間等 (アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析に適用)	観測期間：最低5年 保有期間：1年
コア預金 (注5) (アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析に適用)	対 象：要求払預金 算定方法：下記 ~ のうち最小の金額 過去5年の最低残高 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 現残高の50%相当額 満 期：0年と5年に均等に振分け(平均2.5年)

- (注)1. デュレーションとは、キャッシュフローに基づき時価評価した資産・負債の加重平均残存期間(年数)をいい、この値が大きいほど、金利変動に対する価値変動が大きくなります。
2. BPV(ベシス・ポイント・バリュウ)とは、全ての期間の金利が一定幅(1ベシス=0.01%)変動した場合の資産・負債の価値変動額を表しています。
3. アウトライヤー基準に基づく金利リスクとは、パーゼル に基づく標準的金利ショックを前提とした金利リスク量のことです。
4. パーセントタイル値とは、計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値をいい、99%タイル値は99%目の値のことです。
5. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求により随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をいいます。

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	99%タイル値			1%タイル値		
	運用勘定(A)	調達勘定(B)	経済価値の増減(A+B)	運用勘定(A)	調達勘定(B)	経済価値の増減(A+B)
平成17年度						
平成18年度	69,824	45,353	24,470	25,127	12,742	12,385

- (注)1. アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析の結果を開示しています。
2. コア預金については、「過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高」を0年と5年に均等に振分けています。
3. 本開示は、平成18年度以降適用される新しい自己資本比率規制に基づく開示であることから、平成17年度の計数は算定していません。
4. 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額に与える影響が僅少なため、連結ベースの計数は算定していません。

派生商品取引・長期決済期間取引のリスク

[リスク管理の方針および手続きの概要]

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手が支払い不能に陥ることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

リスク管理手法としては、派生商品取引のリスクと保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理するほか、半期ごとに定める運用方針に基づく投資枠内での取引に限定するとともに、全信組連で定める「信用格付基準」、「総運用限度管理規程」等に則り、取引先の信用力に応じた与信限度額の設定を行うことで適切なリスク管理に努めています。

なお、長期決済期間取引は行っておりません。

証券化エクスポージャーのリスク

[リスク管理の方針および手続きの概要]

証券化とは、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する不動産などの資産価値を裏付けに優先劣後構造のある複数の証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、当該証券を購入する投資家に大きく分類されます。

全信組連においては、オリジネーター業務の取扱いはありませんが、投資家の立場で、有価証券投資の一環として購入しています。

当該証券投資にかかるリスクについては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより適切に把握しています。また、証券化商品への投資は、半期ごとに定める運用方針に基づく投資枠内での取引に限定するとともに、「総運用限度管理規程」および「クレジットライン管理要領」に基づき、投資額の上限および投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っています。

[信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称]

標準的手法を採用しています。

[証券化取引に関する会計方針]

当該取引に係る会計処理については、全信組連が経理事務取扱要領に定める「金融商品に係る会計」に基づき処理し、本要領に定めのない部分については日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に係る会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」および「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性がある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」により、適正な処理を行っています。

[リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関]

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適格格付機関を採用しています。

なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody ' s)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)

出資等エクスポージャーのリスク

[リスク管理の方針および手順の概要]

出資等エクスポージャーには、子会社への出資、信用組合発行の優先出資証券、政策投資株式および株式関連投資信託が該当します。

これらについては、次のとおりリスク管理を行い、適宜、経営陣に報告しています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、「有価証券区分規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

子会社への出資

子会社の管理にかかる基本事項を定めた「子会社管理規程」に基づき、子会社管理の担当部門が子会社との連絡会を定期的開催し、業務運営状況や経営状況の把握に努めるとともに、経営上の重要事項について適宜報告を求めています。

また、内部監査部門が「子会社監査実施要領」に基づき、子会社の業務の適正確保を図るため、監査を実施しています。

政策投資株式

当該政策投資にかかる業務所管部署が、必要に応じて投資先の業務運営方針や業務運営状況等について説明を受けるほか、定期的に財務諸表等を徴求のうえヒアリングを行い、経営内容の適切な把握に努めています。

信用組合発行の優先出資証券

信用組合に対する資本増強支援について定めた「資本増強支援制度規程」に則り、優先出資の発行信用組合から定期的に所定の報告書類を徴求のうえ、適時、ヒアリングを行うとともに、全国信用組合監査機構が原則として毎年、監査を実施し、経営状況の把握に努めています。

株式関連投資信託

リスク管理部門が「市場リスク管理規程」および「SFBポイント額算出要領」に基づき、内部モデル(VaR法)によってリスク量を把握し、設定されたリスク上限額の範囲内であることを確認・監視しています。

株式関連商品への投資は、半期ごとに策定する「有価証券運用方針」において投資枠を定めています。



オペレーショナル・リスク

[リスク管理の方針および手続きの概要]

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスク、および金融機関自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスクです。

全信組連は、リスク管理規程において管理すべきリスクの対象を明確にし、それぞれのリスク特性に応じて適切に管理することにより、リスク顕在化の未然防止に努めています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。

全信組連は、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスの徹底を図り、役職員の事務リスクに対する意識の高揚と事務の正確性の確保に努めています。

具体的には、「事務リスク管理規程」に基づき、各業務所管部署は、事務規程等の整備、事務手続きの見直し等を進めるとともに、事務リスク統括管理部署は臨店事務指導や事務ミス発生状況の実態把握を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底を図っています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

全信組連は、会員信用組合との間の預貸金等取引を電子ネットワーク取引で行うとともに、全国の信

用組合が取扱う内国為替、CD提携、しんくみアンサーなどのシステムの業界中央センターを運営しているほか、子会社である信組情報サービス㈱が信用組合の勘定処理等を行う共同電算センターを運営するなど、系統中央金融機関として業界の重要なシステムを担っています。

こうした状況を踏まえ、これらコンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティーポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、万一障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理体制の整備、コンピュータ資源の二重化および障害復旧訓練などの対策を講じています。



[オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法]

基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = \text{オペレーショナル・リスク}$$

リスク管理債権

平成19年3月末の協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づくリスク管理債権額は、合計で180億82百万円となり、前年度に比べ65億15百万円の減少となりました。

(単位：百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末	増 減 額
破 綻 先 債 権	35	58	23
延 滞 債 権	14,975	15,360	384
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権			
貸 出 条 件 緩 和 債 権	9,587	2,664	6,922
リ ス ク 管 理 債 権 合 計 (A)	24,597	18,082	6,515
貸 出 金 合 計 (B)	535,469	477,166	58,302
貸 出 金 に 占 め る 割 合 (A / B)	4.5%	3.7%	0.8%

- (注)1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生、破産、民事再生、会社整理、清算、手形交換所の取引停止処分等に該当する債務者に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、上記1および2を除く貸出金であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から3に該当しないものであり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

金融再生法に基づく開示債権

平成19年3月末の金融再生法に基づく不良債権額は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の合計で180億82百万円となり、前年度に比べ65億15百万円の減少となりました。

(単位：百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,112	737	375
危 険 債 権	13,898	14,681	783
要 管 理 債 権	9,587	2,664	6,922
不 良 債 権 合 計 (A)	24,597	18,082	6,515
正 常 債 権	511,929	460,130	51,798
金 融 再 生 法 に 基 づ く 開 示 債 権 合 計	536,527	478,213	58,314
担 保 ・ 保 証 等 (B)	18,446	13,349	5,097
貸 倒 引 当 金 (C)	4,709	3,742	967
保 全 額 合 計 (D) = (B) + (C)	23,156	17,091	6,064
担保・保証等、引当金による保全率 (D) / (A)	94.1%	94.5%	0.3%
貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)	76.5%	79.0%	2.4%

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、会社更生、破産、民事再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、自己査定における債務者区分が破綻先及び実質破綻先に対する債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至ってはいないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する債権の一部です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に該当する以外のものに区分される債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する債権のうち要管理債権以外の債権および正常先に対する債権です。
5. 担保・保証等 (B) は、不良債権 (A) における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 貸倒引当金 (C) は、正常債権に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己査定と開示債権との関係および引当・保全の状況

全信組連では、金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準ならびに償却・引当規程に基づき、正確な資産実態の把握と適正な償却・引当を行っています。

平成19年3月期の自己査定結果と開示債権の関係および引当・保全の状況は下記のとおりですが、金融再生法の不良債権に対する引当と担保・保証等による保全率は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」100%、「危険債権」98.2%、「要管理債権」72.2%であり、全体でも94.5%と十分な水準にあります。

(単位：百万円)

自己査定と開示債権の関係			金融再生法に基づく開示債権の保全状況等					
自己査定債務者区分	リスク管理債権	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当率 (注1)	保全率 (注2)
			非分類	分類	分類	分類		
破綻先 58	破綻先債権 58	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 737	担保・保証等による 回収可能部分 533	個別貸倒引当金 203		100%	100%	
実質破綻先 678	延滞債権 15,360			担保・保証等による 回収可能部分 12,451	個別貸倒 引当金 1,978			88.7%
破綻懸念先 14,681	3カ月以上 延滞債権	危険債権 14,681	担保・保証等による 回収可能部分 364		一般貸倒引当金 1,560		67.8%	
要 注 意 先	要管理先 2,872			要管理債権 2,664				一般貸倒引当金 5,032
	その他の 要 注 意 先	正常債権 460,130						
正常先	貸出条件 緩和債権 2,664							

合 計	リスク管理債権 18,082	金融再生法に基づく 開 示 債 権 478,213	貸倒引当金		8,774	引 当 率 a/(b-c) 79.0%	保 全 率 (a+c)/b 94.5%
			個別貸倒引当金+要管理債権 に対する一般貸倒引当金 (a)		3,742		
		不良債権 (b)	担保・保証等による回収 可能部分 (c)		13,349		
			左記以外		4,733		

(注1)引当率 = 不良債権に対し計上した貸倒引当金 / (金融再生法に基づく不良債権額 - 担保・保証等による回収可能部分)
 (注2)保全率 = (担保・保証等による回収可能部分 + 不良債権に対し計上した貸倒引当金) / 金融再生法に基づく不良債権額

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の関係について

リスク管理債権は貸出金のみを対象としているのに対して、金融再生法に基づく開示債権は貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および債務保証見返を含んでいます。

なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合「不計上」としていただきますので、金融再生法に基づく不良債権において開示される未収利息はありません。

全信組連は、個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な保護および利用のために、「個人情報保護宣言」を制定し平成17年4月1日公表いたしました。

個人情報保護宣言の概要

1. 利用目的

全信組連は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）および関係法令等に基づき、お客様の個人情報について、その利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外で利用いたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合は、当該利用目的以外で利用いたしません。

2. 第三者提供の制限

全信組連は、お客様の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様のデータを第三者に提供いたしません。

3. 個人データの委託

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合は、適正な取扱いを確保するため、契約締結、実施状況等の点検を行います。

4. 個人データの共同利用

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データを共同利用させていただいております。なお、共同利用の取扱いにつきまして、見直しを行う場合は、あらかじめその内容を公表します。

5. 安全管理措置

全信組連は、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

6. 開示、訂正等のご請求手続き

全信組連は、個人情報保護法で定められているお客様からの開示、訂正等の請求手続きに関しまして、適切かつ迅速な対応に努めます。

7. ご意見・ご要望

全信組連は、個人情報の取扱いに関するお客様からのご意見・ご要望につきましては、適切かつ迅速な対応に努めます。

「個人情報保護宣言」の詳細につきましては、全信組連ホームページ等でご確認ください。



業務のご案内

預金業務	28
貸出業務	29
市場運用業務	30
信用組合業界への支援業務	31
機能補完業務	32
社会貢献活動	36

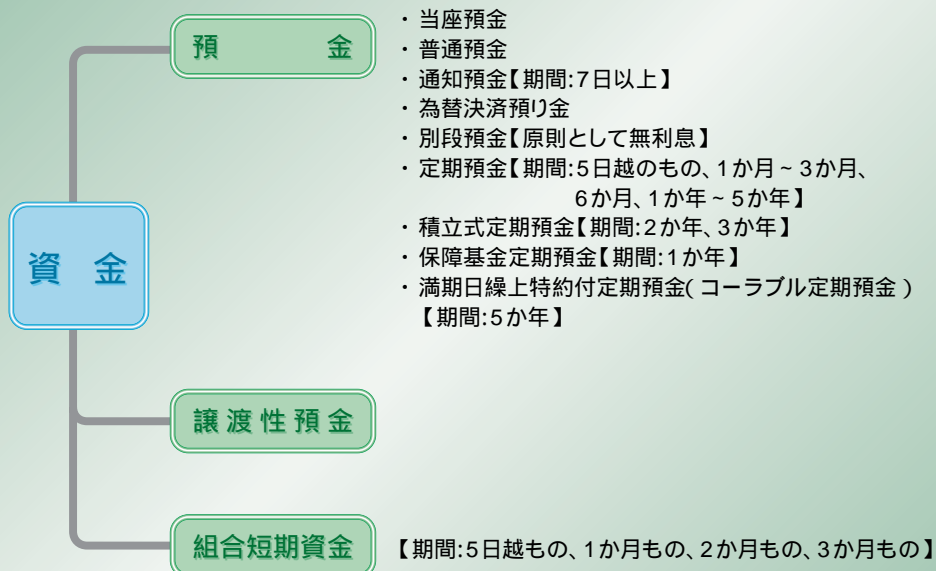
全信組連は、信用組合の支払準備資金や余裕資金を各種預金としてお預かりし、信用組合の資金の効率運用に資しています。

預金の種類は、一般の金融機関とほぼ同様ですが、全信組連特有の預金として、信用組合業界の信用維持・向上を図るために、全国の信用組合から所定額を受け入れる「保障基金定期預金」があります。また、信用組合の短期の資金運用として、コールローン(金融機関相互間の短期資金取引)に準じた「組合短期資金」があります。

加えて、非営利法人や公共料金などの取りまとめを全信組連に委託している先など、信用組合以外からも一定の範囲内で預金の受入れを行っています。



資金の種類

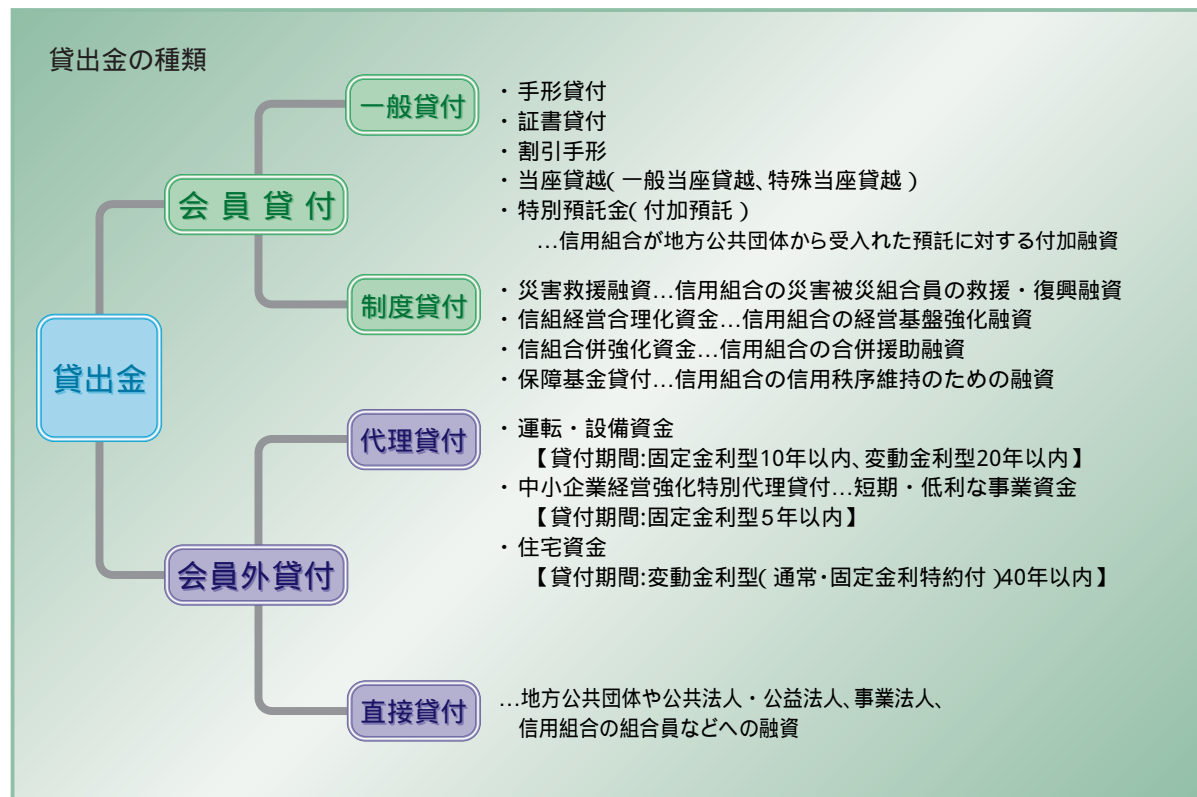


全信組連は、信用組合に対する会員貸付と信用組合以外に対する会員外貸付を取扱っています。

会員貸付には、信用組合の地域的・季節的な資金需要などに応じて融資する一般貸付、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う制度貸付があります。

会員外貸付としては、信用組合の窓口を通じて、信用組合の組合員である中小企業や個人の方に融資する代理貸付と地方公共団体や公共法人・公益法人・事業法人などに対する直接貸付を取扱っています。

このうち、代理貸付については、中小企業向けの事業資金のほか、個人の方への住宅ローンを取扱っており、全信組連の資金が信用組合を通じて地域社会の繁栄に役立てられています。

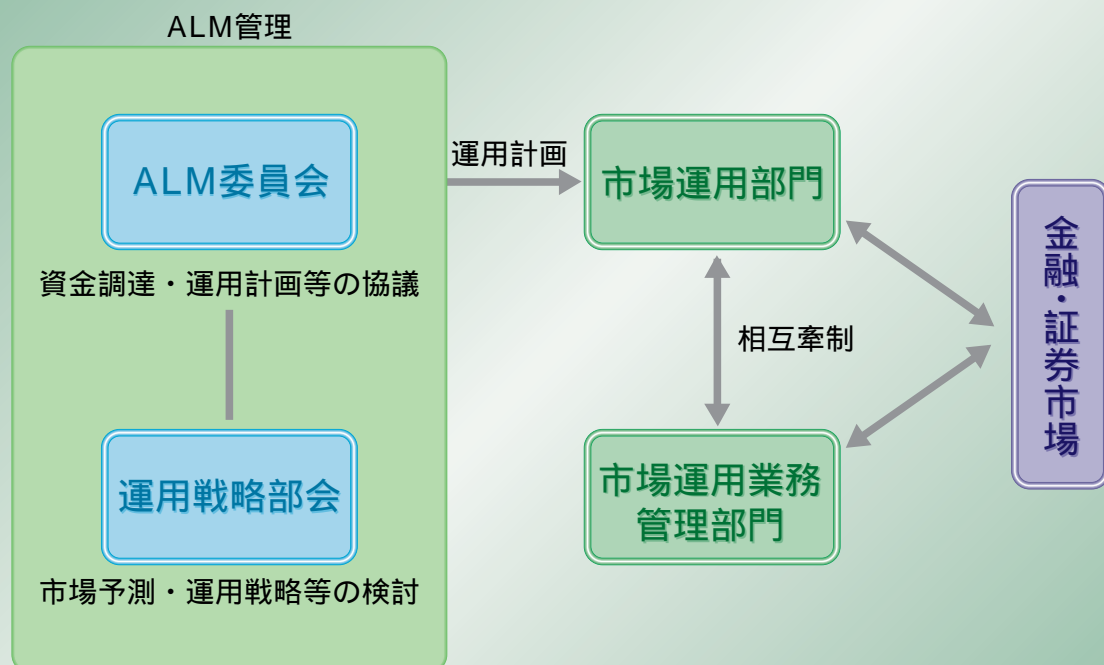


全信組連は、国内の機関投資家として、平成19年3月末現在、3兆3千億円を超える資金を金融・証券市場で運用しています。

資金は、主としてALMの観点から各運用セクションに配分され、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等に、また債券市場では国債や社債を中心に金利リスク、信用リスク、流動性リスクに留意しつつ効率的に運用しています。



市場運用業務概念図



信用組合業界では昭和44年7月に「全国信用組合保障基金制度」、平成14年4月に「信用組合経営安定支援制度」、また、平成18年4月に「合併支援資金制度」を創設しています。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この3つの支援制度の運営について中心的役割を担っています。

全国信用組合保障基金制度

この制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て(目標額1,000億円:平成19年3月末残高約976億円)を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っています。

要と認められた信用組合を対象として、全国信用組合監査機構による実地監査を実施し、問題点等を明らかにしたうえで必要な助言・指導を行う制度です。

また、資本増強支援制度に関し事前監査および事後監査も実施します。

信用組合経営安定支援制度

この制度は、信用組合、全国信用組合中央協会および全信組連が協力して創設した制度であり、次のとおり「モニタリング制度」、「監査・指導制度」および「資本増強支援制度」の3つの制度から構成されています。

資本増強支援制度

全信組連が資本増強支援を希望する信用組合に対して、審査のうえ支援を実行するとともに、実行後の経営状況について管理する制度です。

なお、この制度を適正かつ円滑に実施するため、全信組連理事長の諮問機関として支援の可否等を審議する資本増強支援審査委員会を設置しています。

平成18年度は1,990百万円の支援を行い、これにより資本増強支援総額は29,677百万円となりました。

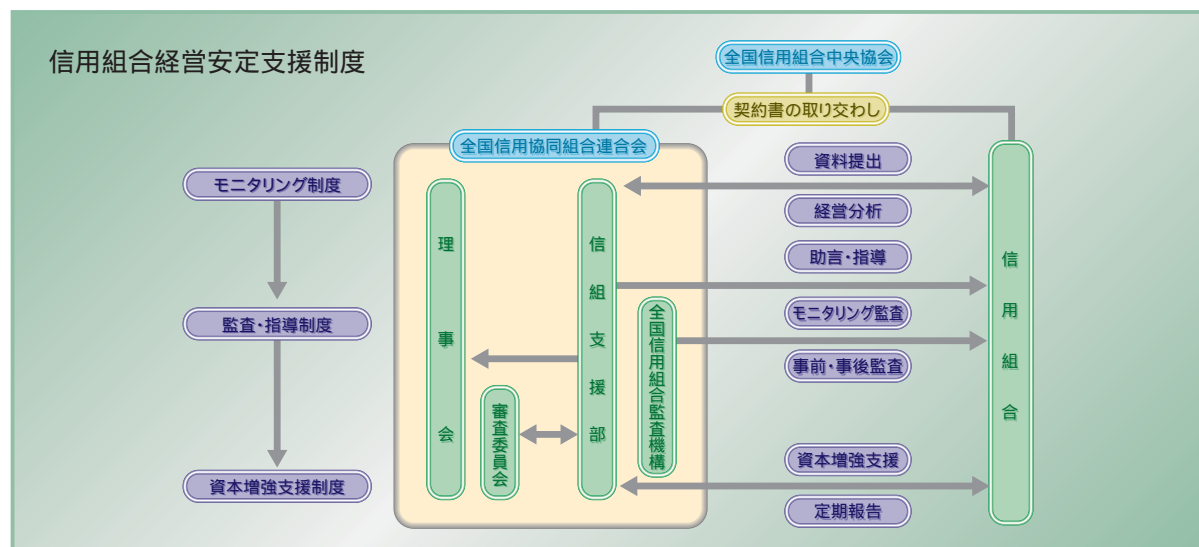
モニタリング制度

全信組連が信用組合から各種経営資料の提出を受け、それに基づき自己資本の状況、資産内容、収益性および流動性等の面から経営分析を行い経営上の問題点等を早期に発見・把握する制度です。

合併支援資金制度

この制度は、合併に際して資本増強支援を実施した信用組合に対して、支援の実効性を高めることを目的に、全国信用組合保障基金制度と併せて資金援助を行っています。

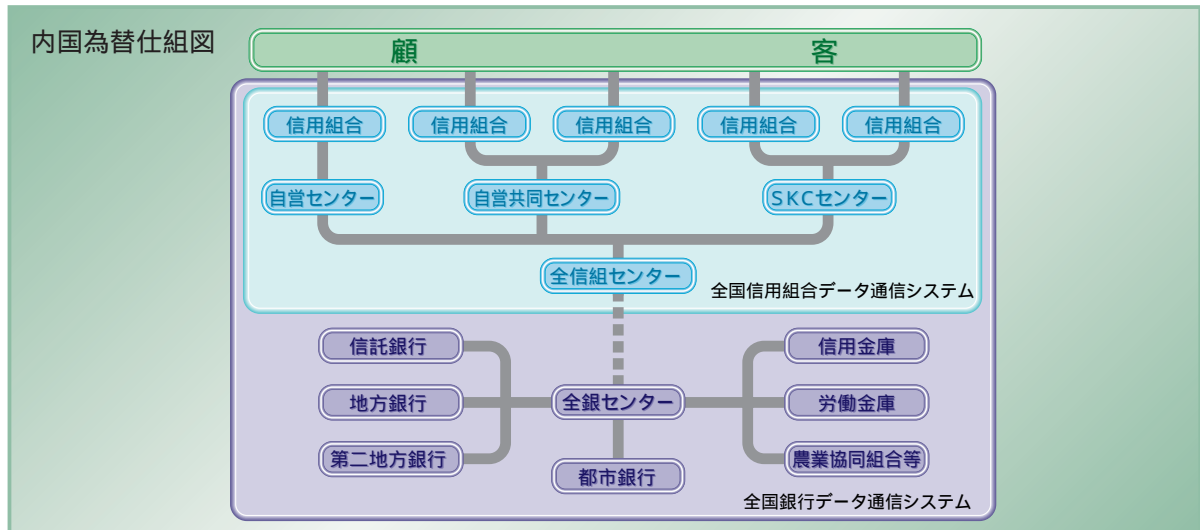
信用組合経営安定支援制度



内国為替業務

全信組連は、全国信用組合データ通信システム(略称:全信組システム)による信用組合内国為替制度を確立し、これを運営管理するとともに信用組合間の為替貸借の決済を行っています。

また、全信組連は全信組システムを全国銀行データ通信システム(略称:全銀システム)と接続させ(これにより、信用組合は全国の金融機関と為替取引が可能となっています)、信用組合業界を代表して全銀システム加盟金融機関との間の為替貸借の決済を行っています。

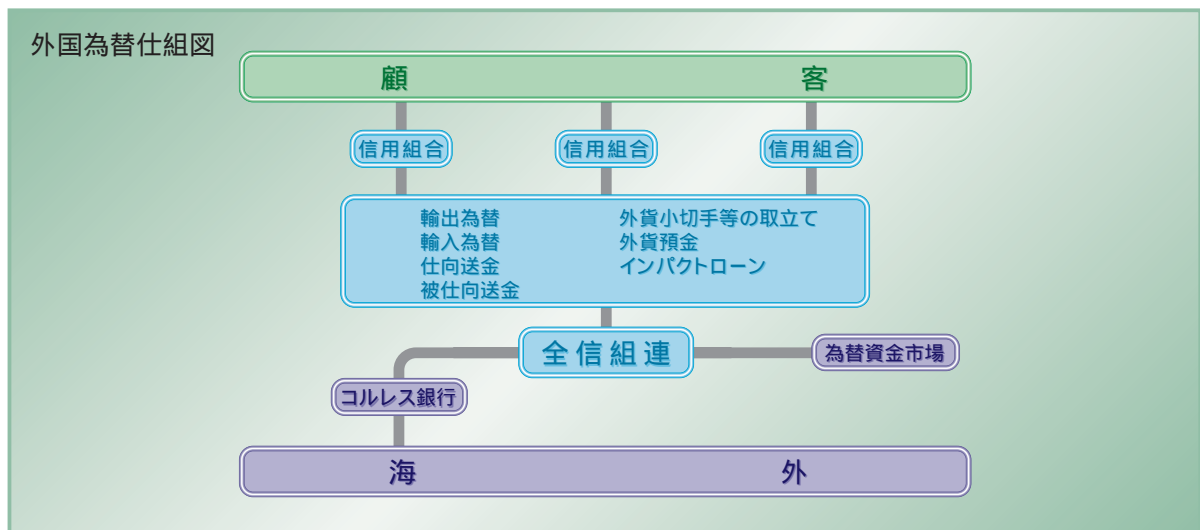


外国為替業務

全信組連は、全国の信用組合を取次窓口として、外国為替業務を取扱っています。

信用組合の取引先の幅広い外国為替ニーズに応えるため、貿易取引(輸出、輸入)、貿易外取引(外国送金、外貨預金、インパクトローン)などの外国為替取引を行っています。

また、全信組連では、こうした多様な外国為替取引の対外決済などに必要な外貨資金を、為替資金市場を通じて安定的に調達・運用し、顧客サービスの充実に努めています。



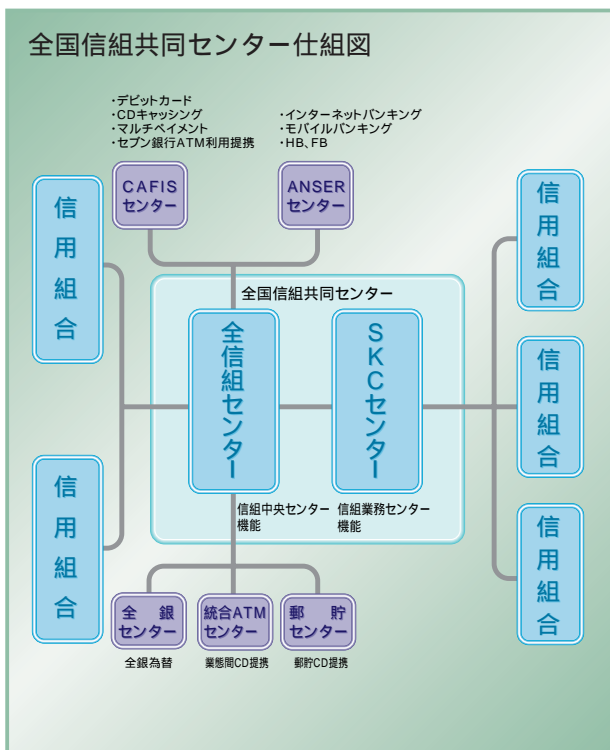
業界の情報化推進

全信組連は、「全国信組共同センター」による内国為替やCDオンライン提携など信用組合の情報化の推進に取り組んでいます。

「全国信組共同センター」は、全信組センターとSKCセンターの2つで構成され、全信組センターは、全国の信用組合の中央センターとして金融機関相互間の内国為替、CD提携、ANSER、データ伝送や、郵便局とのCD提携、J-デビット、マルチペイメントなどのサービスを提供しており、SKCセンターは、信用組合の業務処理センターとして預金・貸出金業務、ALMや自己査定など勘定系・情報系の両面からサービスを提供しています。

また、平成19年5月には、共同センター第5次システムの稼働によって、インターネットバンキングやATMの24時間サービスの提供を実現するとともに、万一、大地震などが発生した場合にも、速やかにオンラインサービスの提供を実現するバックアップセンターを構築しています。

全国信組共同センター仕組図



全信組連は、情報化の進展に伴うダイレクトチャネルの拡充に取り組むなど、信用組合の顧客ニーズに対応した金融サービスの提供を積極的に推進しています。

資金中継業務

全信組連は、信用組合がお客様より収納した公共料金・掛金などの資金を取りまとめて、当該企業に一括して納付しています。また、これとは逆に、信用組合の取引先が受け入れる機構・公庫の貸付金などを全信組連が一括して引受け、信用組合に取り次いでいます。

このように、全信組連では、各種企業・団体と信用組合間の資金の中継を行うことによって、信用組合業務の支援を行っています。

平成19年3月末現在で、全国規模、地域単位で行うものを合わせて、192の業務を取扱っています。

代理業務

全信組連は、日本銀行、国民生活金融公庫などから業務の一部を受託し、その業務を信用組合に再委託することにより、信用組合が当該業務を取扱えるよう利便を図っています。平成19年3月末現在で13の業務を取扱っています。

代理交換の受託業務

全信組連は、各地の手形交換所に加盟し、信用組合の手形交換業務を代行しています。平成19年3月末現在、17信組（整理回収機構を含む。）から代理交換業務を受託しています。



全国信組共同センター

証券窓販業務

全信組連は、信用組合による国債や投資信託の窓口販売業務をサポートするため、個人向け国債の募集の取りまとめをはじめ、信用組合が取扱う投資信託の商品選定、投信窓販共同利用システムの提供、信用組合役職員に対する研修会・説明会の開催など、信用組合の証券窓販業務の推進についての様々な支援を行っています。

また、全信組連は、「社債等の振替に関する法律」に基づく、日本銀行の国債振替決済制度、証券保管振替機構の一般債振替制度および投資信託振替制度にそれぞれ参加し、信用組合が全信組連に参加者口座を開設することにより、信用組合の証券窓販業務の円滑化を図っています。

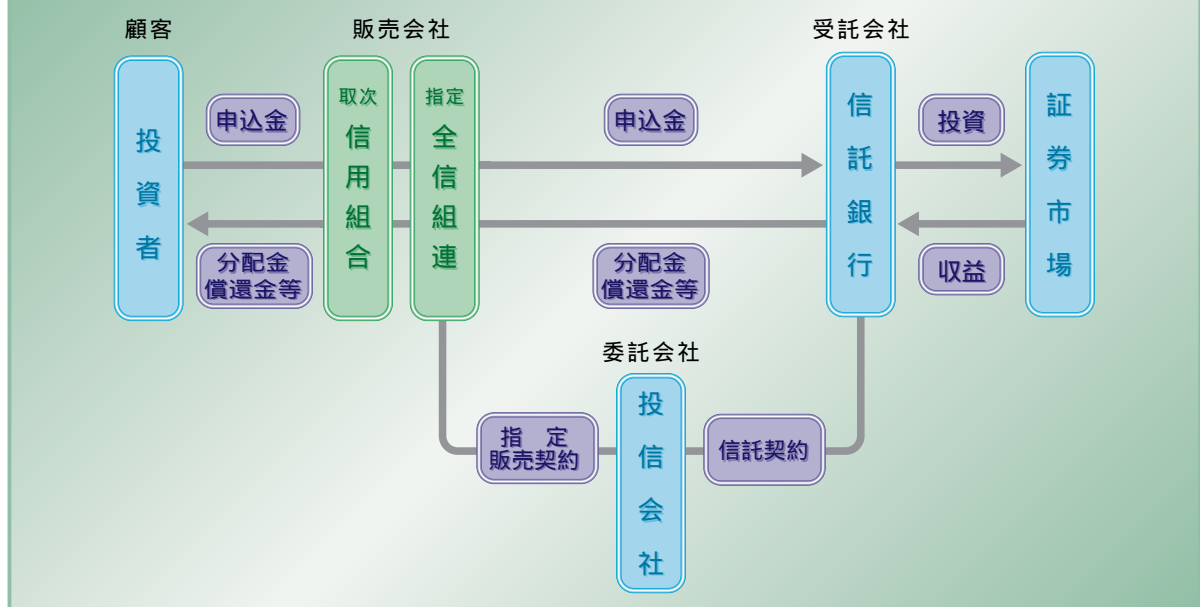
平成18年度は、新たに個人向け国債11信用組合、投資信託5信用組合の合計16信用組合が窓販業務の

取扱いを開始し、平成19年3月末現在の証券窓販取扱信用組合は、国債60信用組合、投資信託17信用組合となっています。



投信窓販パンフレット

投資信託取次販売のしくみ



販売会社・委託会社・受託会社の主な業務

販売会社(信用組合)	委託会社(投信会社)	受託会社(信託銀行)
<ul style="list-style-type: none"> 顧客との窓口 収益分配金、償還金、解約金の支払い 収益分配金の再投資 目論見書、運用報告書の交付 	<ul style="list-style-type: none"> 信託約款の届出、信託契約の締結 目論見書の作成 信託財産の運用 信託財産の決算 運用報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> 信託契約の締結 信託財産の保管、管理 信託財産の計算

証券決済業務

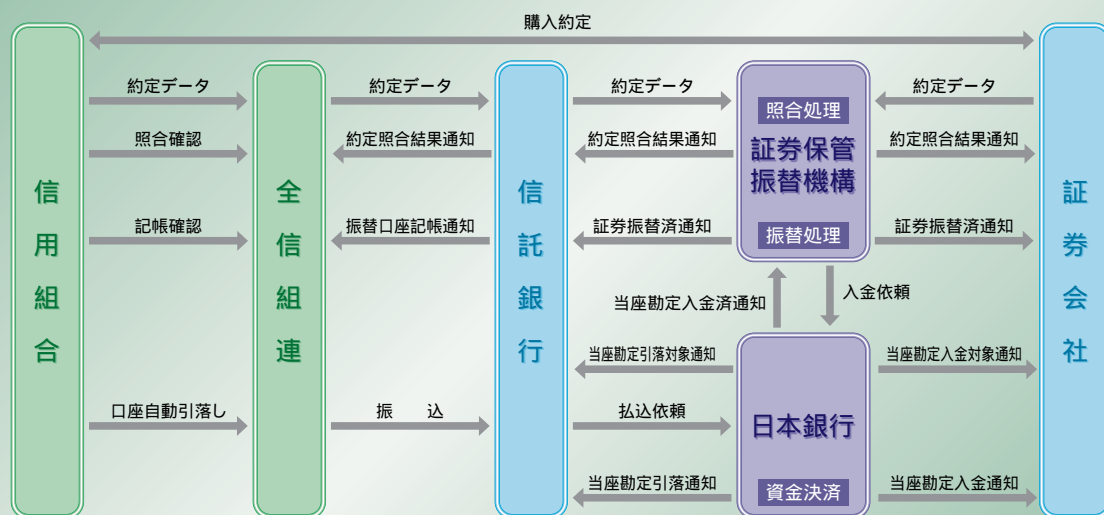
全信組連は、「社債等の振替に関する法律」に基づく振替制度に対応するため、住友信託銀行と提携して「全信組連有価証券管理システム」(略称「くみれん証券管理システム」)を構築し、信用組合による国債、社債等の一般債の売買に伴う資金決済および証券決済のDVP処理を行っています。

「くみれん証券管理システム」は、全信組連、信用組合および信託銀行の三者を電子ネットワークで結び、信用組合が国債、一般債の売買に係る約定データをWebシステムに入力することにより、約定照合からDVP決済までの一連の決済事務を自動的に処理することを可能としており、決済リスクの回避と業務処理の合理化を実現しています。

平成19年3月末現在でこのシステムを利用している信用組合は、国債96信用組合、一般債69信用組合となっています。



一般債取引のDVP決済

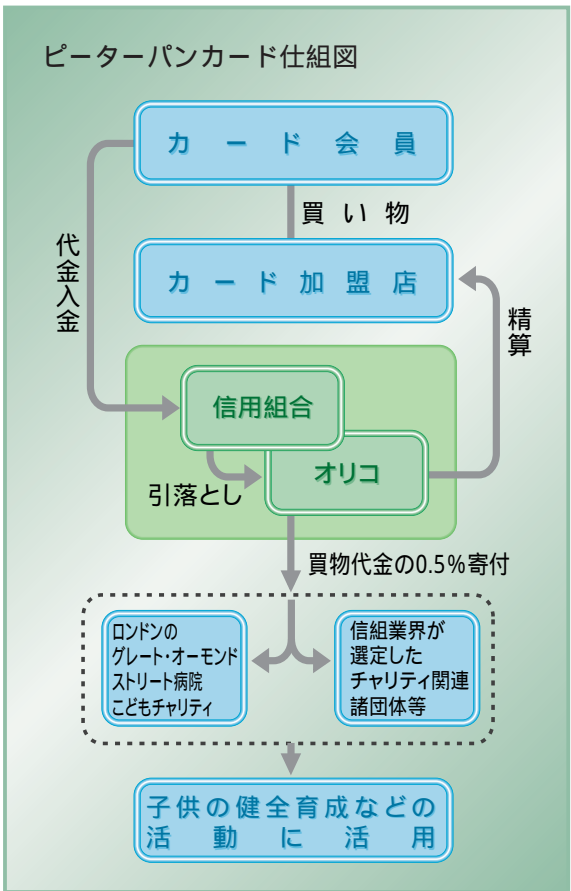
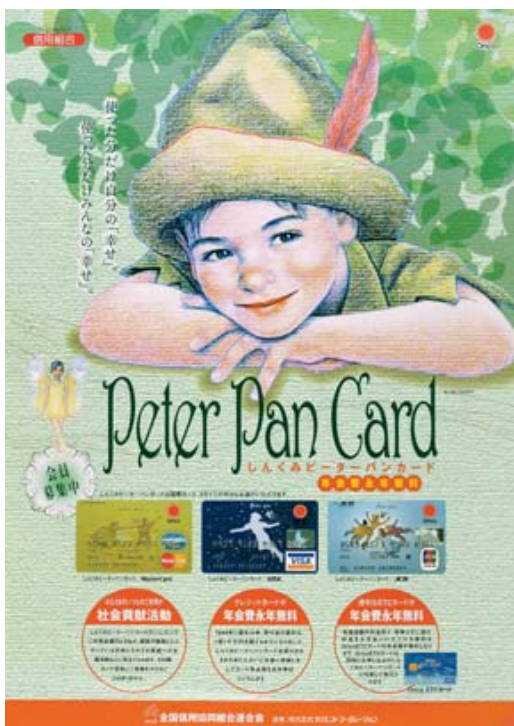


しんくみピーターパンカード

全信組連は、株式会社オリエントコーポレーションとの提携により、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っています。

このカードは、表面にピーターパンがデザインされたカードで、買い物などのカード利用代金の0.5%がロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティおよび信用組合業界が選定したチャリティ関連諸団体等に寄付され、子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援するために役立てられています。平成19年3月末現在のしんくみピーターパンカードの累計発行枚数は25万枚を超える取扱いとなっています。

全信組連は信用組合とともに、日本の将来を担っていく子供たちを応援することにより、日本社会のますますの繁栄を願っています。



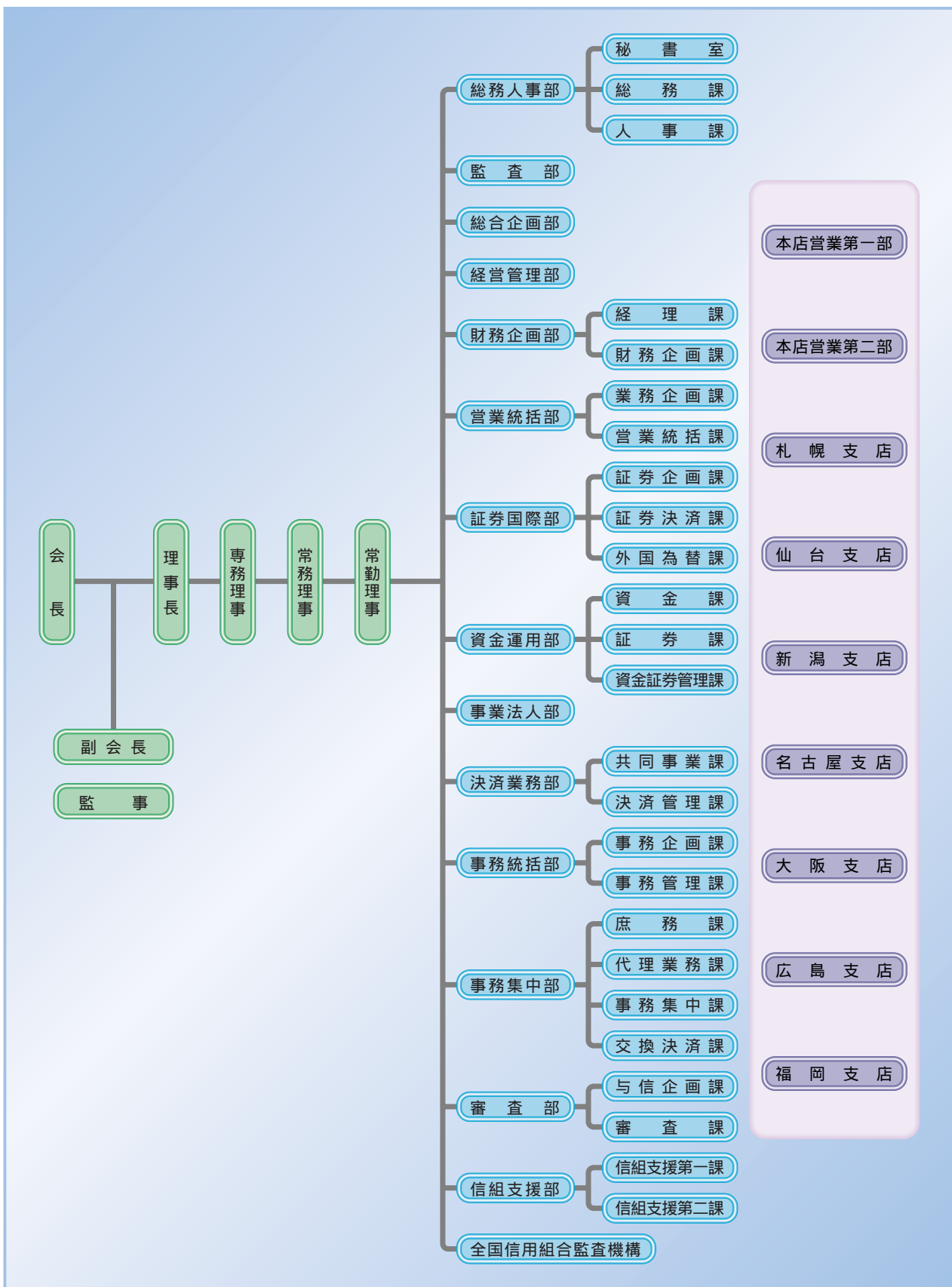
しんくみの日週間

信用組合業界では、毎年9月3日を「しんくみの日」、同日を含む1週間を「しんくみの日週間」と定めて、各信用組合でさまざまな奉仕活動やイベントを実施しています。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 感謝デー・感謝週間 | 年金・税金等相談会 |
| 清掃活動 | チャリティーバザー・ゴルフコンペ・観劇会 |
| 献血活動 | 店内ギャラリー など |

全信組連の概要

組織図	38
役員	39
会員数・出資金・職員の状況	40
店舗一覧	41
会員信用組合および全信組連代理業者一覧	42
全信組連の歩み	44
子会社・関連会社	46



(平成19年6月30日現在)



会長 幡谷 祐一



理事長 小山 嘉昭



専務理事 八尾 和夫



常務理事 鈴木 俊雄



常務理事 島谷 久夫



常務理事 加納 哲夫



常勤理事 矢島 勝



常勤理事 鈴木 公夫



常勤監事 中居 和男

役 職	氏 名	所 属 組 合	役 職	氏 名	所 属 組 合
会 長	幡谷 祐一	茨城県信用組合 理事長	理 事	近 藤 宏	中ノ郷信用組合 理事長
副 会 長	杉山 正裕	岐阜商工信用組合 理事長	"	保 坂 繁 樹	第一勧業信用組合 会 長
"	長谷川守夫	会津商工信用組合 理事長	"	江 口 清 司	糸魚川信用組合 理事長
"	山本 明弘	広島市信用組合 理事長	"	河 西 勝 彦	長野県信用組合 理事長
理 事 長	小山 嘉昭		"	兵 藤 俊 朗	豊橋商工信用組合 理事長
専務理事	八尾 和夫		"	松 本 精 二	大阪協栄信用組合 理事長
常務理事	鈴木 俊雄		"	藤 勝	淡陽信用組合 理事長
"	島谷 久夫		"	古 賀 駿	佐賀東信用組合 会 長
"	加納 哲夫		"	安 忠 雄	奄美信用組合 理事長
常勤理事	矢島 勝		監 事	王 生 義 彦	金沢中央信用組合 理事長
"	鈴木 公夫		"	国 東 照 正	香川県信用組合 理事長
理 事	松本 征人	札幌中央信用組合 理事長	"	佐 伯 一 郎	四五六法律事務所 弁 護 士
"	三 浦 武	秋田県信用組合 理事長	常勤監事	中居 和 男	
"	塚田 英一郎	真岡信用組合 理事長	常任顧問	網代 良太郎	(社)全国信用組合中央協会 会 長
"	植 田 久 夫	銚子商工信用組合 理事長			

(平成19年6月30日現在)

会員数

年月末	会員数
平成18年3月末	172信組
平成19年3月末	168

出資金

(単位：千円)

年月末	出資総額	出資の内訳	
		普通出資	優先出資
昭和30年3月末	175,900	175,900	-
昭和40年3月末	767,500	767,500	-
昭和50年3月末	2,559,600	2,559,600	-
昭和52年3月末	4,154,700	4,154,700	-
平成2年3月末	12,500,000	12,500,000	-
平成7年3月末	25,000,000	25,000,000	-
平成14年3月末	49,825,200	47,825,200	2,000,000
平成15年3月末	51,855,900	48,855,900	3,000,000
平成16年3月末	52,855,900	48,855,900	4,000,000
平成17年3月末	53,855,900	48,855,900	5,000,000
平成19年3月末	53,855,900	48,855,900	5,000,000

(注)普通出資1口の金額100千円 優先出資1口の金額 100千円

職員の状況

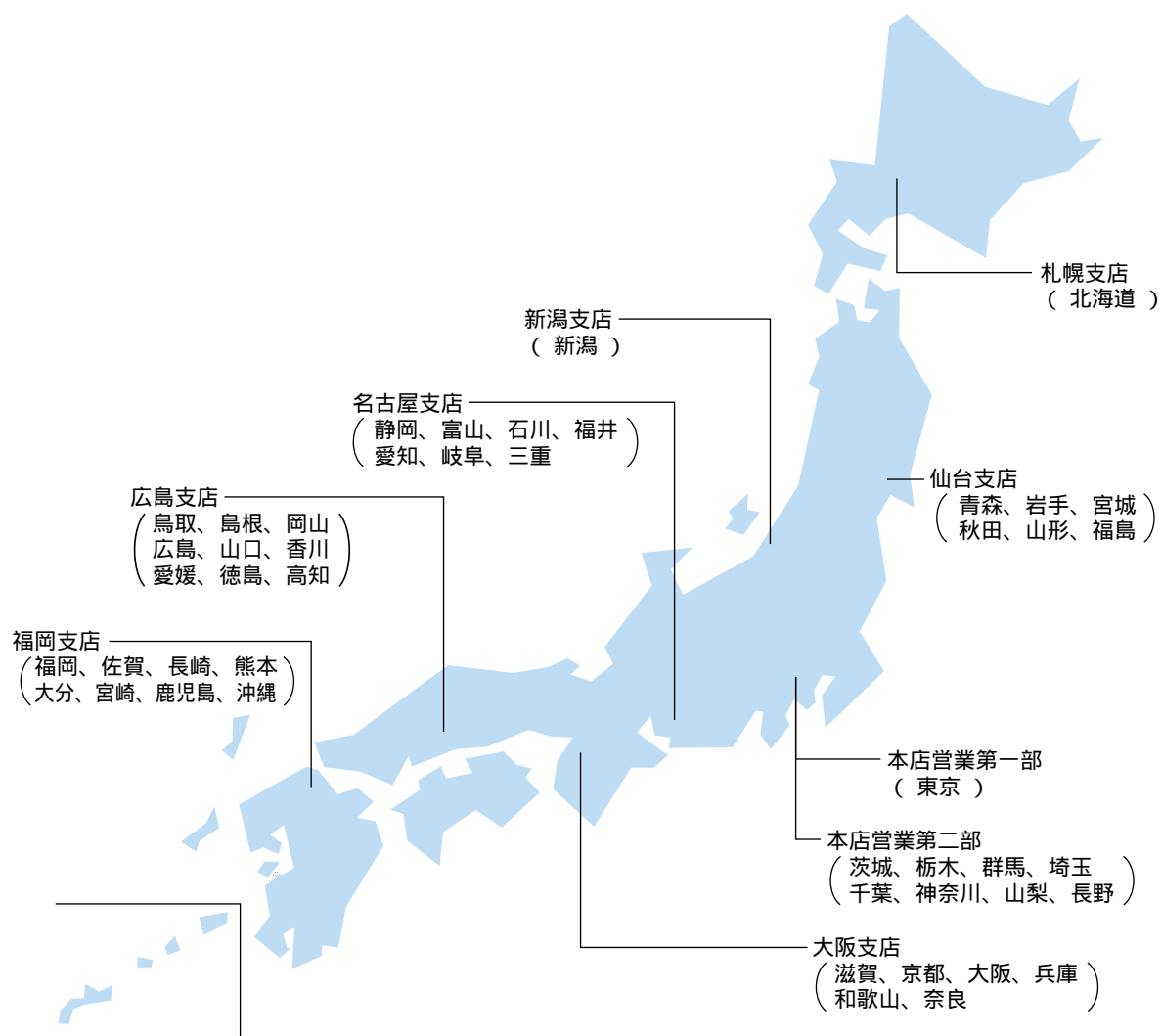
(単位：人・円)

職員数	平成18年3月末	平成19年3月末		
	285	285	うち総合職掌 204	うち一般職掌 74
平均年齢	44歳0か月	43歳11か月	46歳5か月	35歳10か月
平均勤続年数	21年8か月	21年4か月	23年9か月	16年6か月
平均給与月額	481,119	478,433	534,001	299,118

- (注)1. 職員数は、嘱託・臨時職員を含みません。
 2. 職員数、平均年齢・勤続年数・給与月額には技労職等を含めています。
 このため、総合職掌、一般職掌の職員数合計および平均年齢等とは一致いたしません。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額です。



店舗一覧

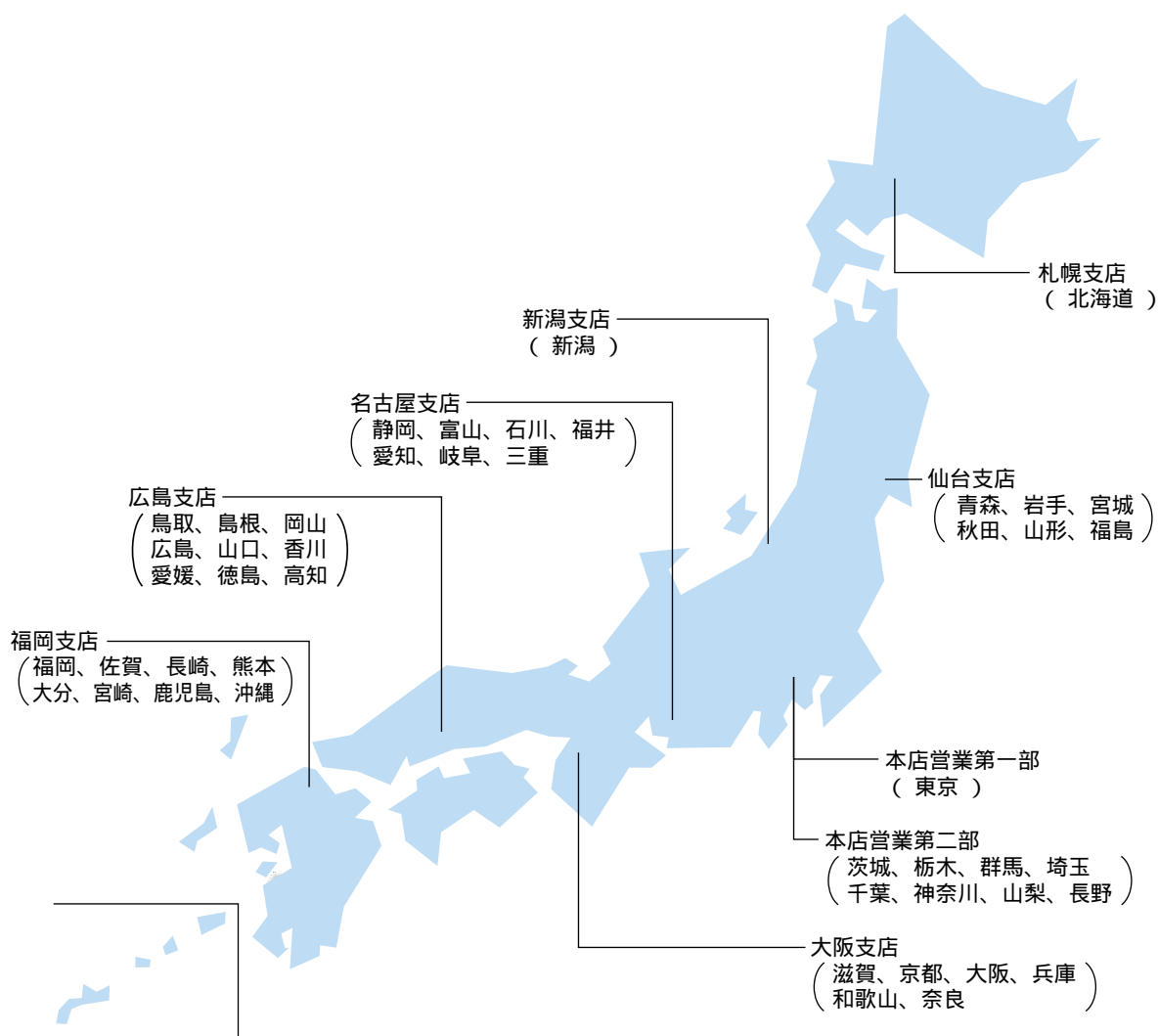


全信組連の営業地域は全国です。()内は各営業部・店の営業区域(都道府県)を示しています。

店名	住所	電話番号
本部	〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号	03-3562-5111(大代)
本部別館	〒135-8320 東京都江東区猿江1丁目1番15号	03-5600-0171(代)
本店営業第一部	〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号	03-3562-5141(代)
本店営業第二部	〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号	03-3562-5157(代)
札幌支店	〒060-0001 札幌市中央区北一条西7丁目1番地(プレスト1・7内)	011-271-5111(代)
仙台支店	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3丁目6番1号	022-293-5111(代)
新潟支店	〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目1番28号	025-247-8111(代)
名古屋支店	〒453-0015 名古屋市中村区椿町3番21号	052-451-2111(代)
大阪支店	〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目3番9号	06-6944-0111(代)
広島支店	〒730-8691 広島市中区宝町9番11号	082-245-7111(代)
福岡支店	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目10番1号	092-473-8111(代)

(平成19年6月30日現在)

会員信用組合および全信組連代理業者一覧



全信組連の営業地域は全国です。()内は各営業部・店の営業区域(都道府県)を示しています。

信用組合の本・支店では、全信組連が行う貸付の代理(代理貸付)もしくは外国為替取引の媒介を行っております。

貸付の代理を行う信用組合
外国為替取引の媒介を行う信用組合

札幌支店(北海道)

北海道(8) ... 北央、札幌中央、ウリ、
函館商工、空知商工、
室蘭商工、十勝、釧路

仙台支店(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

青森県(1) ... 青森県
岩手県(2) ... 杜陵、岩手県医師
宮城県(4) ... 石巻商工、古川、仙北、
五城
秋田県(1) ... 秋田県
山形県(5) ... 山形庶民、北郡、
山形中央、山形第一、
山形県医師
福島県(4) ... 福島県商工、いわき、
相双、会津商工

本店営業第一部(東京都)

東京都(23)...あすか、全東栄、東浴、文化産業、東京証券、東京建設、東京厚生、東、江東、青和、中ノ郷、共立、七島、大東京、第一勧業、城北、北部、警視庁職員、甲子、東京消防、東京都職員、八ナ、朝日新聞

本店営業第二部(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県)

茨城県(1)...茨城県
 栃木県(2)...真岡、那須
 群馬県(5)...あかぎ、群馬県、かみつけ、東群馬、群馬県医師
 埼玉県(3)...埼玉県医師、熊谷商工、埼玉
 千葉県(3)...房総、銚子商工、君津
 神奈川県(6)...神奈川県医師、神奈川県歯科医師、横浜商銀、横浜華銀、小田原第一、半原
 山梨県(2)...山梨県民、都留
 長野県(2)...長野県、あすなる

新潟支店(新潟県)

新潟県(13)...新潟縣、新潟鉄道、興栄、新栄、太陽、五泉、協栄、三條、巻、新潟大栄、塩沢、糸魚川、両津

名古屋支店(静岡県、富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県)

静岡県(1)...静岡県医師
 富山県(2)...富山県医師、富山県
 石川県(2)...金沢中央、石川県医師
 福井県(3)...福泉、北陸商銀、福井県医師
 愛知県(9)...丸八、愛知商銀、愛知県警察、名古屋青果物、愛知県医療、愛知県医師、豊橋商工、愛知県中央、三河
 岐阜県(5)...岐阜商工、イオ、岐阜県医師、飛驒、益田
 三重県(1)...三重県職員

大阪支店(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県)

滋賀県(2)...滋賀県民、滋賀県
 京都府(1)...京滋
 大阪府(11)...大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、中央、大阪府医師、大阪府警察、近畿産業、毎日、ミレ
 兵庫県(7)...兵庫県警察、富士、兵庫県医療、兵庫県、神戸市職員、淡陽、兵庫ひまわり
 和歌山県(1)...和歌山県医師

広島支店(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県)

島根県(1)...島根益田
 岡山県(3)...朝銀西、岡山商銀、笠岡
 広島県(6)...広島市、広島県、広島商銀、呉市職員、両備、備後
 山口県(2)...山口県、下関市職員
 香川県(1)...香川県
 高知県(2)...土佐、宿毛商銀

福岡支店(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

福岡県(5)...福岡県庁、福岡県医師、福岡県南部、福岡県中央、とびうめ
 佐賀県(3)...佐賀県医師、佐賀東、佐賀西
 長崎県(5)...長崎三菱、長崎県医師、長崎県民、佐世保中央、福江
 熊本県(3)...九州幸銀、熊本県医師、熊本県
 大分県(2)...大分県、玖珠郡
 宮崎県(1)...宮崎県南部
 鹿児島県(4)...鹿児島興業、鹿児島県医師、鹿児島県、奄美

合計 168 信組
 (平成19年6月30日現在)

全信組連の歩み

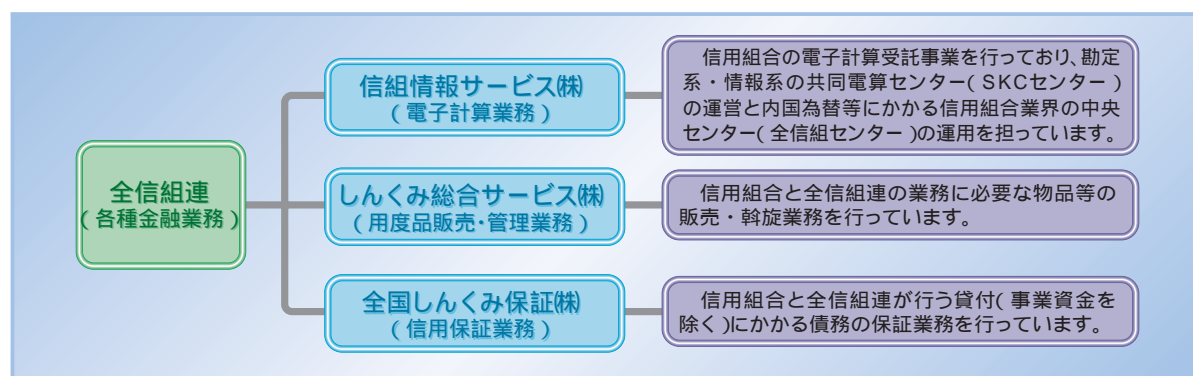
- 1954(昭和29年) 3 全国信用協同組合連合会設立(初代理事長に山屋八万雄・永代信用組合組合長)
4 業務開始(本所:東京都千代田区神田錦町1-1、大阪支所:大阪市東区高麗橋2-1)
- 1956(昭和31年) 3 本所移転(東京都中央区日本橋村松町20)
11 福岡支所開設
12 名古屋および広島支所開設
- 1959(昭和34年) 10 本・支所の呼称を本・支店に変更
- 1961(昭和36年) 6 甲府出張所開設(40.7.1支店に昇格、平成16.10本店営業第二部に統合)
12 第2代理事長に田中国男(都民信用組合理事長)就任
- 1964(昭和39年) 4 全信組連史『10年の歩み』刊行
6 本店移転(東京都中央区八重洲2-5-11)
新潟出張所開設(40.7.1支店に昇格)
第3代理事長に白石森松(弘容信用組合理事長)就任
- 1965(昭和40年) 1 本店を本部と東京支店に分離
- 1967(昭和42年) 11 災害救援融資制度創設
- 1968(昭和43年) 8 資金量1,000億円達成
- 1969(昭和44年) 4 代理貸付制度および組合短期資金制度創設
6 東京都信用協同組合連合会と合併
神戸(平成14.11大阪支店に統合)、仙台および金沢支店(平成14.9名古屋支店に統合)開設
7 全国信用組合保障基金機構創設
- 1970(昭和45年) 4 東京支店が日本銀行と当座取引を開始(以後、各店も順次取引を開始)
本店を現在地(東京都中央区京橋1-9-1)に新築移転
5 信用組合経営合理化資金制度創設
12 信組不動産㈱設立(46.4業務開始、54.5全国信組不動産㈱に社名変更、平成11.10ゼンシン商事㈱と合併)
- 1971(昭和46年) 2 信用組合強化資金融資制度創設(47.8信用組合合併強化資金に名称変更)
3 「しんくみ為替」の取扱開始
東京支店が手形交換所に直接加盟(以後、各店も順次手形交換所に加盟)
- 1972(昭和47年) 6 預金保険機構の代理業務取扱開始
- 1973(昭和48年) 7 全信中協との共催による「第1次信組発展運動」実施(平成16.4から「第11次しんくみ運動」実施中)
10 高松出張所開設(53.4支店に昇格、平成13.9広島支店に統合)
- 1974(昭和49年) 7 宇都宮出張所開設(58.6東京支店と統合、関東営業部に再編)
- 1976(昭和51年) 4 『信用組合史 - 全信組連20年史 -』刊行
5 第4代理事長に松本清男(和歌山県商工信用組合理事長)就任
オフライン・システム稼働
11 東京支店が日本銀行の歳入代理店事務の取扱いを開始(以後、各店も順次取扱いを開始)
- 1977(昭和52年) 1 資金量5,000億円達成
3 普通出資41億5,470万円に増額
5 全国信用組合監査機構創設(平成4.4~14.3全信中協に移管)
- 1978(昭和53年) 6 札幌支店開設
国庫金振込事務の取扱開始
12 東京支店が日本銀行と手形割引および手形貸付取引開始
- 1980(昭和55年) 6 国債振替決済制度に参加
- 1981(昭和56年) 4 第1次長期経営計画スタート(至59.3以後3年ごとに継続実施)
8 資金量1兆円達成
- 1982(昭和57年) 11 全国信用組合データ通信システム稼働
- 1983(昭和58年) 6 東京支店と宇都宮出張所を統合し、東京営業部と関東営業部に再編
- 1984(昭和59年) 3 オンライン・システム稼働
8 全国銀行データ通信システムに加盟
9 『信用組合史続 - 全信組連30年史 -』刊行
- 1985(昭和60年) 5 信組情報サービス㈱設立・業務開始
- 1986(昭和61年) 5 資金量2兆円達成
- 1989(平成元年) 6 金融先物取引業者の認可を受ける
10 資金量3兆円達成
- 1990(平成2年) 2 普通出資125億円に増額
- 1991(平成3年) 5 全国信組共同センターの第3次オンライン・システム稼働
8 全国しんくみ保証㈱設立(3.9業務開始)
11 しんくみデータ伝送システムスタート
- 1992(平成4年) 3 日本銀行と歳入復代理店契約締結
5 第5代理事長に関水誠(大東京信用組合理事長)就任
12 ㈱共同債権買取機構に出資
- 1993(平成5年) 1 本部別館竣工(東京都江東区猿江1-1-15)
6 東京、関東営業部を本店営業部と東京支店に再編成
10 外国為替業務の取扱開始
12 ㈱オリエンコーポレーションと社会貢献カード「ピーター/ンカード」の業務提携契約調印

- 1994(平成6年) 3 国債窓販業務の取扱開始
8 インパクトローンの取扱開始
11 信組界の次期コンピュータ化推進計画決定
12 短期プライムレート連動型住宅ローンの取扱開始
外貨預金の取扱開始
- 1995(平成7年) 1 阪神・淡路大震災被災組合員を対象に「災害復旧資金特別代理貸付」の取扱開始
(株)東京共同銀行に出資
3 普通出資250億円に増額
9 「中小企業経営強化特別代理貸付(スーパー経)」の取扱開始
- 1996(平成8年) 5 第6代理事長に川野忠夫(広島市信用組合会長)就任
11 ホームページを開設
- 1997(平成9年) 2 太田昭和監査法人(現「新日本監査法人」と任意監査契約を締結
5 専任理事長制を導入
会長に川野忠夫(広島市信用組合会長)第7代理事長に熊澤二郎就任
- 1998(平成10年) 1 新全国信組共同センター竣工(千葉県白井市桜台1-2)
2 ゼンシン商事(株)への経営参加
4 ロゴ・シンボルマークの使用開始
5 第2代会長に幡谷祐一(茨城県信用組合理事長)就任
6 日本デビットカード推進協議会に参加
12 証券投資信託窓口販売(取次方式)の取扱開始
- 1999(平成11年) 5 全国信組共同センターのポスト第3次オンライン・システム稼働
7 日債銀債権回収(株)(現「あおぞら債権回収(株)」)に出資
10 全国信組不動産(株)とゼンシン商事(株)が合併(しんくみ総合サービス(株)に商号を改め営業開始)
- 2000(平成12年) 3 北海道信用協同組合連合会(略称:道信組連)の業務の引き継ぎ
4 日本ICカード推進協議会に参加
6 預金保険機構に加盟
7 インターネット・モバイルレンキングの取扱開始
日本インターネット決済推進協議会に参加
9 本店営業部と東京支店を統合
11 信用組合に対する資本増強支援策を決定
- 2001(平成13年) 3 信用組合の国債振替決済制度への間接参加
日本マルチペイメントネットワーク運営機構に参加
5 優先出資(第1回)20億円発行
8 優先出資(第2回)20億円発行
9 「くみれんネット(情報系)」の運用を開始
広島支店と高松支店を統合
11 確定拠出年金業務を開始
- 2002(平成14年) 1 「くみれんネット(勘定系)」の運用を開始
3 普通出資478億円に増額
4 「信用組合経営安定支援制度」がスタート
会員信用組合向けホームページを開設
8 優先出資(第3回)20億円発行
9 名古屋支店と金沢支店を統合
11 普通出資488億円に増額
大阪支店と神戸支店を統合
- 2003(平成15年) 1 新国債システムを稼働
4 (株)産業再生機構に出資
6 総代会制から総会制へ移行
第8代理事長に花野昭男就任
7 商工組合中央金庫、国民生活金融公庫との間で業務連携・協力の覚書締結
8 代理貸付住宅ローンの新商品取扱いを開始
優先出資(第4回)20億円発行
- 2004(平成16年) 3 平成16.3.29創立50周年
5 アイワイバンク銀行(現「セブン銀行」と)のATM利用提携を開始
8 優先出資(第5回)20億円発行
9 「信用組合史続々」刊行
10 甲府支店の廃店と本店営業部を本店営業第一部と本店営業第二部に再編成
- 2005(平成17年) 5 他行カード振込業務の取扱開始
- 2006(平成18年) 1 相互入金業務の取扱開始
一般債振替業務を開始
9 3大疾病保障特約付団信の取扱開始
- 2007(平成19年) 2 第9代理事長に小山嘉昭就任
5 第5次オンラインシステム稼働

[全信組連および子会社等の主要な事業の内容および組織の構成]

全信組連グループ(当会および当会の関係会社)は、当会および連結対象子会社3社で構成され、各種金融業務を中心に、コンピュータセンターの運営や個人ローン保証など、信用組合業界の中核を担う総合的なサービスを提供しています。

組織の構成および主な事業の内容



[子会社等の概要]

【子会社】

会社名	信組情報サービス株式会社
本店所在地	千葉県白井市桜台1丁目2番
事業内容	信用組合の電子計算事務受託等
設立年月日	昭和60年5月1日
資本金	3,000,000千円
代表者	植原 道治
常勤役員数	96名
当会議決権比率	94.0%
当会子会社等議決権比率	-

会社名	しんくみ総合サービス株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番12号
事業内容	信用組合および全信組連の業務の用に供する物品の購入・斡旋または管理、事業用不動産の管理業務等
設立年月日	昭和45年12月23日
資本金	32,500千円
代表者	青木 幸二
常勤役員数	9名
当会議決権比率	59.0%
当会子会社等議決権比率	-

会社名	全国しんくみ保証株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番1号
事業内容	信用組合および全信組連が行う貸付(事業資金を除く)にかかる債務の保証
設立年月日	平成3年8月7日
資本金	30,000千円
代表者	千代 茂
常勤役員数	5名
当会議決権比率	83.3%
当会子会社等議決権比率	-

【関連会社】

・該当ありません。

(平成19年6月30日現在)

単体資料

平成18年度の事業概況	48
単体財務諸表	50
信用リスクに関する事項	56
経営諸比率等	58
預金等	60
貸出	62
貸倒引当金の状況	64
証券等	65
派生商品取引および長期決済期間取引に関する事項	68
証券化エクスポージャーに関する事項	69
出資等エクスポージャーに関する事項	70
内国為替・外国為替	71
業界の情報化推進	72
付随業務	73
主な手数料	74

- (注) 1. 本文記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「-」は皆無または該当なし、「...」は制度改正等により前年度以前の数値の記載ができないものを表しています。
3. 平成19年3月23日付「金融庁告示第17号」に基づく開示は、新しい自己資本比率規制に基づく開示であることから、平成17年度分の取りまとめが困難な事項については開示を行っておりません。

経営環境

平成18年度の国内経済は、世界経済の好調に伴う輸出の増加などを背景に、企業収益は高水準で推移し、加えて設備投資の増加や雇用・所得環境も改善がみられるなど明るい展望が開けてきたものの、地域・規模の格差拡大により中小・零細企業にとっては依然厳しい状況が続きました。

金融面においては、7月にゼロ金利解除が実施されるなど政策面での転換が図られる一方、郵政民営化の進展や、政策金融改革への取組みが活発化し、また銀行代理店制度が解禁されるなど規制緩和の動きが見られました。

こうした中、信用組合においては、引続き地域経済の再生・活性化の担い手として多様化する顧客ニーズへの対応が求められたことに加え、「地域密着型金融推進計画」におけるアクションプログラムの確実な実践を行いつつ、新BIS規制の導入を控えたリスク管理態勢整備、収益の確保策における諸課題への取組み、「金融検査評定制度」などの導入を踏まえた内部体制の構築など、制度面での対応が急がれました。



全信組連の業績

全信組連は、第9次中期経営計画に基づいた諸施策を推進しました。

資金調達の状況

預金(含む譲渡性預金)と組合短期資金を合わせた資金量の年度末残高は、前年度末比1,570億円(4.4%)増加し、3兆6,838億円となりました。

資金運用の状況

貸出金の年度末残高は、代理貸付金を中心に前年度末比583億円(10.8%)減少し、4,771億円となりました。

有価証券の年度末残高は、投資信託を中心に前年度末比95億円(0.3%)増加し、2兆8,957億円となりました。

損益の状況

経常収益は、有価証券利息等の資金運用収益を中心に前年度比137億円(40.2%)増加し、477億円となりました。

一方、経常費用は金利上昇により、預金利息等の資金調達費用を中心に前年度比129億円(41.3%)増加し、442億円となりました。

この結果、経常利益は前年度比7億円(27.4%)増加し、35億円となり、当期純利益についても前年度比13億円(43.2%)増加し、45億円となりました。

配当

当期の普通出資配当については、前年度と同様に年4%の配当を実施することといたしました。

なお、優先出資配当については、第1回年6.296%、第2回年6.000%、第3回年6.160%、第4回年2.580%、第5回年7.688%で配当しています。

自己資本比率の状況

新しい自己資本比率規制により算出した平成18年度の単体自己資本比率(国内基準)は16.45%となり、旧規制で算出した昨年度の10.98%と比較して5.47ポイント上昇しました。

これは、自己資本比率の分子である自己資本の額が、前年度比37億円(3.3%)増加して1,135億円となったことに加え、分母であるリスクアセットが、前年度比3,099億円(30.9%)減少して6,900億円となったことによるものです。

新しい自己資本比率規制では、債券や貸出金等について、信用力の区分に応じたより詳細なリスクウェイトが適用されるため、比較的信用力の高い債券等を中心に運用している当会では、リスクアセットが減少する結果となりました。

自己資本調達手段の概要

全信組連は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、出資金53,855百万円の大半(48,855百万円)を全国168の信用組合から普通出資として受入れています。

また、この他にも「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づき5,000百万円を会員以外の団体からも優先出資として受入れています。

全信組連の自己資本は、その大半が出資金や準備金等のTierで構成されており、強固な自己資本基盤を有しています。

主要な経営指標の推移(単体)

(単位:百万円)

項 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	42,769	37,337	32,668	34,050	47,759
経常費用	37,782	32,266	26,930	31,291	44,243
経常利益	4,987	5,070	5,738	2,759	3,516
当期純利益	4,224	5,123	4,919	3,192	4,573
出資総額	51,855	52,855	53,855	53,855	53,855
普通出資	48,855	48,855	48,855	48,855	48,855
優先出資	3,000	4,000	5,000	5,000	5,000
出資総口数(口)	503,559	508,559	513,559	513,559	513,559
普通出資(口)	488,559	488,559	488,559	488,559	488,559
優先出資(口)	15,000	20,000	25,000	25,000	25,000
出資配当金	2,028	2,054	2,083	2,097	2,097
普通出資	1,948	1,954	1,954	1,954	1,954
優先出資	80	100	128	143	143
資金量	3,193,744	3,368,536	3,395,856	3,526,769	3,683,800
預金残高	3,145,194	3,338,336	3,377,356	3,525,769	3,683,800
貸出金残高	672,010	619,229	552,560	535,469	477,166
有価証券残高	2,240,563	2,497,944	2,745,661	2,886,163	2,895,704
総資産額	3,374,059	3,592,901	3,798,082	3,909,862	3,858,527
純資産額	142,977	144,957	158,580	133,311	148,697
職員数(人)	322	310	293	285	285
単体自己資本比率(%)	12.36	12.12	11.10	10.98	16.45

(注)1. 資金量 = 預金 + 組合短期資金 + 譲渡性預金

2. 平成18年度の単体自己資本比率は、新しい自己資本比率規制に基づき、それ以前については旧規制に基づき算出しています。

単体財務諸表

貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
現 金	10	10
預 け 金	310,051	63,751
コ ー ル 口 ン	4,105	254,129
買 入 金 銭 債 権	148,166	146,880
金 銭 の 信 託	25,229	25,160
有 価 証 券	2,886,163	2,895,704
国 債	1,844,416	1,863,111
地 方 債	11,580	11,511
短 期 社 債	20,987	42,935
社 債	633,816	587,590
株 式	3,353	4,365
そ の 他 の 証 券	372,009	386,188
貸 出 金	535,469	477,166
手 形 貸 付	3,000	3,002
証 書 貸 付	343,362	321,323
当 座 貸 越	75,318	67,523
代 理 貸 付 金	113,789	85,317
再 預 託 金	59	38
外 国 為 替	160	131
そ の 他 の 資 産	7,093	7,663
長 期 出 資 金	1,116	1,017
未 収 収 益	4,980	5,902
そ の 他 の 資 産	997	744
有 形 固 定 資 産	8,731	8,718
建 物	2,442	2,269
土 地	6,027	6,025
建 設 仮 勘 定	22	246
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	239	176
無 形 固 定 資 産	417	417
ソ フ ト ウ ェ ア	...	211
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	-	175
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	...	31
繰 延 税 金 資 産	6,108	-
債 務 保 証 見 返	116	110
貸 倒 引 当 金	11,819	8,774
(うち個別貸倒引当金)	(2,502)	(2,182)
投 資 損 失 引 当 金	10,101	12,582
資 産 減 損 引 当 金	99	-
資 産 の 部 合 計	3,909,862	3,858,527

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金	3,434,938	3,598,026
当 座 預 金	671	684
普 通 預 金	465,822	294,237
通 知 預 金	40	30
定 期 預 金	2,794,225	3,097,635
保 障 基 金 定 期 預 金	95,691	97,600
そ の 他 の 預 金	78,488	107,838
讓 渡 性 預 金	90,831	85,774
借 用 金	1,000	-
組 合 短 期 資 金	1,000	-
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	228,966	-
預 託 金	59	38
外 国 為 替	0	-
そ の 他 負 債	17,763	23,336
未 払 費 用	13,859	20,185
未 払 法 人 税 等	1,579	594
前 受 収 益	10	13
職 員 預 り 金	208	192
そ の 他 の 負 債	2,105	2,350
賞 与 引 当 金	258	252
退 職 給 付 引 当 金	638	538
制 度 融 資 等 負 担 引 当 金	1,887	918
役 員 退 任 慰 労 引 当 金	91	113
繰 延 税 金 負 債	-	721
債 務 保 証	116	110
負 債 の 部 合 計	3,776,550	3,709,830
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	53,855	53,855
普 通 出 資 金	48,855	48,855
優 先 出 資 金	5,000	5,000
資 本 剰 余 金	5,000	5,000
資 本 準 備 金	5,000	5,000
利 益 剰 余 金	73,589	76,065
利 益 準 備 金	14,350	14,800
そ の 他 利 益 剰 余 金	59,239	61,265
特 別 積 立 金	52,950	52,950
(退 職 給 与 積 立 金)	(1,000)	(1,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	6,289	8,315
会 員 勘 定 合 計	132,445	134,921
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	866	13,775
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	866	13,775
純 資 産 の 部 合 計	133,311	148,697
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,909,862	3,858,527

単体財務諸表

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
経常収益	34,050	47,759
資金運用収益	29,756	40,589
貸出金利息	7,371	6,921
預け金利息	22	137
コ-ル口-ン利息	35	660
買現先利息	1	8
有価証券利息配当金	21,831	31,696
再預託金利息	7	6
その他の受入利息	487	1,158
役務取引等収益	872	884
受入為替手数料	44	44
その他の役務収益	828	839
その他業務収益	1,868	4,406
外国為替売買益	40	46
国債等債券売却益	1,788	4,307
国債等債券償還益	0	1
その他の業務収益	38	51
その他経常収益	1,553	1,879
株式等売却益	122	188
金銭の信託運用益	399	649
その他の経常収益	1,031	1,042
経常費用	31,291	44,243
資金調達費用	17,734	24,332
預金利息	13,469	20,207
譲渡性預金利息	4,246	4,047
借入金利息	0	0
コ-ルマネ-利息	0	-
債券貸借取引支払利息	9	68
預託金利息	7	6
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	1,325	1,123
支払為替手数料	26	25
その他の役務費用	1,299	1,098
その他業務費用	1,814	10,641
国債等債券売却損	900	8,916
国債等債券償還損	236	240
その他の業務費用	677	1,483
経費	5,854	5,351
人件費	3,573	3,065
物件費	2,061	2,055
税	219	230
その他経常費用	4,562	2,793
投資損失引当金繰入額	4,430	2,481
資産減損引当金繰入額	99	-
株式等売却損	-	279
株式等償却	31	-
その他の経常費用	0	33
経常利益	2,759	3,516
特別利益	3,951	3,070
固定資産処分益	9	25
貸倒引当金戻入益	3,942	3,045
その他の特別利益	-	-
特別損	72	11
固定資産処分損失	4	11
その他の特別損失	67	-
税引前当期純利益	6,638	6,575
法人税、住民税及び事業税	1,968	1,058
法人税等調整額	1,477	944
当期純利益	3,192	4,573
前期繰越金	3,097	3,742
当期末処分剰余金	6,289	8,315

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年度	平成18年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	6,289	8,315
積 立 金 取 崩 額	-	1,000
退 職 給 与 積 立 金 取 崩 額	-	1,000
剰 余 金 処 分 額	2,547	5,597
利 益 準 備 金	450	500
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	1,954	1,954
優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金	143	143
特 別 積 立 金	-	3,000
次 期 繰 越 金	3,742	3,717

- (注) 1. 平成17年度および平成18年度の普通出資配当は年4%の割合でそれぞれ実施しました。
 2. 平成18年度の優先出資配当は第1回発行分が年6.296%の割合、第2回発行分が年6%の割合、第3回発行分が年6.16%の割合、第4回発行分が年2.58%の割合、第5回発行分が年7.688%の割合でそれぞれ実施しました。

重要な会計方針および注記事項(平成18年度)

〔貸借対照表関係〕

- 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次のとおり償却しております。
 建 物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。
 その他 税法の定める方法による。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 制度融資等負担引当金は、経営合理化資金、合併強化資金及び保障基金機構融資等に併し将来発生する可能性のある負担を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支払に備えるため、役員が退任した場合の決算日における要支給額に相当する額を計上しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から損益処理しております。

また、当会は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当会の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。当該年金基金における掛金拠出金割合により計算した当会の年金資産は9,045百万円となっております。

なお、一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による期末退職給与要支給額に相当する額を退職給付引当金に計上しております。

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 貸出金のうち、破綻先債権額は、58百万円であります。延滞債権額は15,360百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,664百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,082百万円であります。

なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシパシオンで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、20,254百万円であります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 7,781百万円

- 有形固定資産の圧縮記帳額 1,269百万円

- 出資1口当たりの純資産額 283,596円33銭

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 4,492百万円

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 - 百万円

- 子会社等の株式及び出資 総額 2,874百万円

- 子会社等に対する金銭債権総額 5,497百万円

単体財務諸表

27. 子会社等に対する金銭債務総額 1,234百万円
 28. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産 有価証券 112,121百万円
 なお、担保資産に対応する債務はありません。
 上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金27百万円、有価証券218,731百万円を差し入れております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託の受益権証券が含まれております。以下34.まで同様であります。
 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	46,993百万円	47,439百万円	445百万円	449百万円	4百万円
地方債	5,009	4,979	29	0	29
短期社債	42,935	42,935	-	-	-
社債	531,248	530,073	1,175	720	1,895
その他	250,399	249,612	786	209	996
合計	876,586	875,040	1,546	1,379	2,925

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	202百万円	1,212百万円	1,010百万円	1,010百万円	-百万円
債券	1,867,927百万円	1,878,962百万円	11,035百万円	16,661百万円	5,626百万円
国債	1,804,830	1,816,117	11,287	16,627	5,339
地方債	6,500	6,502	2	2	-
社債	56,597	56,342	255	31	286
その他	189,693	197,702	8,009	10,715	2,705
合計	2,057,823	2,077,878	20,054	28,386	8,332

なお、上記の評価差額から繰延税金負債6,279百万円を差し引いた額13,775百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,129,732百万円	4,216百万円	9,135百万円

33. 時価のない有価証券のうち主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等及び関連会社等株式	
子会社・子法人等株式	2,874百万円
その他有価証券	
非上場株式	278百万円
優先出資証券	17,590百万円

34. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	542,888百万円	1,548,178百万円	178,332百万円	235,751百万円
国債	296,975	1,152,051	178,332	235,751
地方債	-	11,511	-	-
短期社債	42,935	-	-	-
社債	202,975	384,615	-	-
その他	59,030	190,929	59,823	8,880
合計	601,918	1,739,107	238,155	244,631

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。
 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	25,160百万円
当期の損益に含まれた評価差額	69百万円

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託の取扱はありません。

36. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に43,992百万円含まれております。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,622百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,672百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をする

ことができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的な予定している当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	3,737百万円
年金資産(時価)	3,994百万円
未積立退職給付債務	256百万円
会計基準変更時差異の未処理額	-百万円
未認識数理計算上の差異	795百万円
未認識過去勤務債務	-百万円
貸借対照表計上額の純額	538百万円
前払年金費用	-百万円
退職給付引当金	538百万円

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	2,097百万円
投資損失引当金	3,940百万円
制度融資等負担引当金	287百万円
不動産の評価損	1,476百万円
その他	1,253百万円
繰延税金資産小計	9,053百万円
評価性引当額	3,493百万円
繰延税金資産合計	5,560百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	6,279百万円
その他	2百万円
繰延税金負債合計	6,281百万円
繰延税金資産(負債)の純額	721百万円

40. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13%
住民税均等割	0.24%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	1.02%
評価性引当額の増減	0.22%
その他	0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.44%

41. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を増益に計上してまいりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当期から同適用指針を適用し、前期末の貸借対照表価額を取得価額として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上してまいります。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は123百万円減少し、繰延税金負債は56百万円減少しており、税引前当期純利益は179百万円増加しております。

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成5年3月3日大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用になったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更してまいります。

- (1) 「会員勘定」は「純資産の部」とし、会員勘定、評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
 なお、当期末における従来の「会員勘定」の合計に相当する金額は148,697百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「特別積立金」および「当期末処分剰余金」は、「その他利益剰余金」の「特別積立金」および「当期末処分剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」または「無形固定資産」に区分して表示しております。
- (5) 「保証金その他」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

【損益計算書関係】

1. 子会社等との取引による収益総額	224百万円
子会社等との取引による費用総額	110百万円
2. 出資1口当たり当期純利益金額	9,067円10銭

代表理事の確認

私は当会の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第53期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成19年6月21日

全国信用協同組合連合会 理事長

小山嘉昭 

会計監査人による監査

貸借対照表・損益計算書および剰余金処分計算書については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受け適正である旨の監査報告を受理しています。

単体自己資本比率

(単位：百万円、%)

項 目		平成18年3月末	平成19年3月末
基本的項目	出 資 金	53,855	53,855
	うち非累積的永久優先出資	5,000	5,000
	優先出資申込証拠金		-
	資本準備金	5,000	5,000
	その他資本剰余金		-
	利益準備金	14,800	15,300
	特別積立金	52,950	54,950
	次期繰越金	3,742	3,717
	自己優先出資()	-	-
	自己優先出資申込証拠金	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	...	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額()	...	-
計 (A)	130,347	132,823	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	9,317	6,592
	負債性資本調達手段等	-	-
	計	9,317	6,592
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	6,250	4,312
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (C)	26,736	20,392
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	...	-
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/オストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	...	3,180
	計 (C)	26,736	23,572
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	109,861	113,563	
リスク・アセット	資産(オン・バランス)項目	999,010	656,678
	オフ・バランス取引等項目	1,004	9,826
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	...	23,510
	計 (E)	1,000,014	690,015
Tier 比率(国内基準)=(A)/(E)×100		13.03	19.24
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(E)×100		10.98	16.45

(注)1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 平成19年3月末の単体自己資本比率は、新しい自己資本比率規制に基づき、それ以前については旧規制に基づき算出しています。

信用リスクに関する事項

ポートフォリオ区分ごとのリスク・アセット、所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成17年度		平成18年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット (A)			666,505	26,660
ソブリン向けエクスポージャー			10,588	423
金融機関向けエクスポージャー			206,647	8,265
法人等向けエクスポージャー			344,943	13,797
不動産取得等事業向けエクスポージャー			18,185	727
三月以上延滞等エクスポージャー			65	2
上記以外のエクスポージャー			33,856	1,354
証券化エクスポージャー			47,369	1,894
個々の資産の把握が困難な資産			4,848	193
オペレーショナル・リスク (B)			23,510	940
合 計 (A) + (B)			690,015	27,600

- (注) 1. 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. オペレーショナルリスクの算定には、基礎的手法を採用しています。
 4. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成17年度		平成18年度	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%			-	2,382,545
10%			34,719	59,664
20%			673,868	340,383
35%			-	-
50%			232,871	-
75%			-	-
100%			112,492	47,669
150%			-	-
自己資本控除			-	-
合 計				3,884,213

- (注) 1. 格付の有無は当会がリスク・ウェイトの判定に使用している適格格付機関が付与する依頼格付(ソブリン向けは勝手格付を含む)の有無を表しています。
 2. 証券化エクスポージャーは除いています。
 3. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトを開示しています。
 4. 上記以外に、ファンド形式のエクスポージャー(投資信託、金銭の信託、邦貨外国投信)が、184,203百万円あります。

業種別・期間別・地域別残高(期末残高)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分 地域別区分	エクスポージャー 区分	残 高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		三月以上延滞エクスポージャー	
		17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
		製 造 業		131,612		43,266		85,047	
農 業		10		10		-		-	
林 業		-		-		-		15	
漁 業		-		-		-		-	
鉱 業		19		19		-		-	
建 設 業		29,623		17,631		11,991		20	
電気・ガス・熱供給・水道業		6,399		6,399		-		-	
情 報 通 信 業		13,096		5,555		4,702		-	
運 輸 業		79,098		53,093		26,004		-	
卸 売 ・ 小 売 業		25,122		11,876		9,905		15	
金 融 ・ 保 険 業		1,115,721		166,977		628,150		-	
不 動 産 業		71,697		47,042		24,654		297	
各 種 サ ー ビ ス		183,075		137,600		40,274		162	
国・地方公共団体等		1,986,745		112,121		1,874,623		-	
個人(住宅・消費・納税資金等)		43,316		43,316		-		667	
そ の 他		391,008		220,616		18,308		-	
業 種 別 合 計		4,076,546		865,528		2,723,663		1,179	
1 年 以 下		1,443,807		574,989		571,619		34	
1 年 超 3 年 以 下		777,970		113,591		664,378		86	
3 年 超 5 年 以 下		1,074,054		64,897		1,009,157		39	
5 年 超 7 年 以 下		205,612		33,949		171,662		91	
7 年 超 10 年 以 下		62,037		26,841		35,195		173	
10 年 超		282,387		46,636		235,751		753	
期間の定めのないもの		230,676		4,622		35,898		-	
残 存 期 間 別 合 計		4,076,546		865,528		2,723,663		1,179	
国 内		3,906,968		865,028		2,554,599		1,179	
海 外		169,578		500		169,063		-	
地 域 別 合 計		4,076,546		865,528		2,723,663		1,179	

- (注)1. 証券化エクスポージャーは除いています。
 2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーです。
 4. 「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 5. 「期間の定めのないもの」には、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および期間別に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。
 6. 本表は、貸借対照表価額をもとに作成しています。

信用リスク削減手法および保証等が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
ソブリン向けエクスポージャー		-		28,808		-
金融機関向けエクスポージャー		44,297		-		-
法人等向けエクスポージャー		87,025		4,792		-
三月以上延滞等エクスポージャー		-		1,180		-
上 記 以 外		-		84,490		-
合 計		131,322		119,271		-

経営諸比率等

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、%)

科 目	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	3,962,522	29,756	0.75	3,937,790	40,589	1.03
貸出金	519,095	7,371	1.42	483,169	6,921	1.43
預け金	88,359	22	0.02	49,044	137	0.27
コ-ル口-ン	275,342	35	0.01	226,717	660	0.29
買現先勘定	6,481	1	0.01	2,328	8	0.37
有価証券	2,934,091	21,831	0.74	3,007,634	31,696	1.05
資金調達勘定	3,821,187	17,649	0.46	3,782,274	24,173	0.63
預金	3,637,664	13,469	0.37	3,632,375	20,207	0.55
譲渡性預金	101,023	4,246	4.20	98,441	4,047	4.11
借用金	228	0	0.00	60	0	0.03

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(17年度52,837百万円、18年度31,312百万円)、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(17年度18,499百万円、18年度25,000百万円)および運用見合費用(17年度85百万円、18年度159百万円)をそれぞれ控除して表示しています。

粗利益、業務純益

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度	平成18年度
資金運用収益	29,756	40,589
資金調達費用	17,649	24,173
資金運用収支	12,107	16,416
役務取引等収益	872	884
役務取引等費用	1,325	1,123
役務取引等収支	452	239
その他業務収益	1,868	4,406
その他業務費用	1,814	10,641
その他業務収支	53	6,235
業務粗利益	11,708	9,941
業務粗利益率	0.29	0.25
一般貸倒引当金繰入	-	-
経業業務純益	5,854	5,351
業務純益	5,854	4,590

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(17年度85百万円、18年度159百万円)を控除して表示しています。
2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高

利益率

(単位：%)

項 目	平成17年度	平成18年度
総資産経常利益率	0.06	0.08
総資産当期純利益率	0.07	0.11
純資産(資本)経常利益率	2.00	2.54
純資産(資本)当期純利益率	2.31	3.31

資金運用利回、資金調達原価率、総資金利鞘

(単位：%)

項 目	平成17年度	平成18年度
資金運用利回	0.75	1.03
資金調達原価率	0.61	0.78
総資金利鞘	0.14	0.25

常勤役員1人あたりおよび1店舗あたり資金量・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	平成18年3月末	平成19年3月末
1人あたり資金量	11,487	11,999
1人あたり貸出金	1,744	1,554
1店舗あたり資金量	440,846	460,475
1店舗あたり貸出金	66,933	59,645

(注) 1. 資金量 = 預金 + 譲渡性預金 + 組合短期資金
2. 常勤役員数は期末人員

預貸率・資貸率・預証率

(単位：%)

項 目	平成17年度	平成18年度
預 貸 率 (未残)	15.18	12.95
〃 (平残)	13.88	12.95
資 貸 率 (未残)	15.18	12.95
〃 (平残)	13.88	12.95
預 証 率 (未残)	81.85	78.60
〃 (平残)	78.47	80.61

(注)資貸率 = 貸出金 ÷ (預金 + 譲渡性預金 + 組合短期資金)

役務取引の状況

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
役 務 取 引 等 収 益	872	884
役 務 取 引 等 費 用	1,325	1,123
うち代理貸付手数料	886	652
役 務 取 引 等 収 支	452	239

その他業務損益の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
国 債 等 債 券 関 係 損 益	651	4,848
そ の 他	597	1,386
そ の 他 業 務 損 益	53	6,235

経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
人 件 費	3,573	3,065
物 件 費	2,061	2,055
税 金	219	230
合 計	5,854	5,351

(注)税金には、法人税・住民税・配当利子所得税・事業税を含みません。

受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

項 目	平成17年度			平成18年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	1,074	1,036	2,110	36	10,125	10,160
貸 出 金	920	632	1,552	502	52	450
預 け 金	12	13	25	11	126	114
コ - ル ロ - ン	3	0	2	5	630	624
買 現 先 勘 定	0	1	0	0	7	7
有 価 証 券	2,010	1,681	3,691	556	9,308	9,864
支 払 利 息	434	129	305	127	6,666	6,538
預 金	456	403	53	18	6,756	6,737
譲 渡 性 預 金	890	532	358	108	90	198
組 合 短 期 資 金	0	0	0	0	0	0

(注)残高および利率の増減要因が重なる部分については按分計算しています。

預金等

預金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流動性預金	466,533	13.2	294,952	8.0
当座預金	671	0.0	684	0.0
普通預金	465,822	13.2	294,237	8.0
通知預金	40	0.0	30	0.0
定期性預金	2,889,916	82.0	3,195,235	86.8
定期預金	2,794,225	79.3	3,097,635	84.1
保障基金定期預金	95,691	2.7	97,600	2.7
その他の預金	78,488	2.2	107,838	2.9
小計	3,434,938	97.4	3,598,026	97.7
譲渡性預金	90,831	2.6	85,774	2.3
組合短期資金	1,000	0.0	—	0.0
合計	3,526,769	100.0	3,683,800	100.0

- (注)1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 保障基金定期預金
 3. その他の預金 = 為替決済預り金 + 別段預金 + 外貨預金

預金科目別残高(平均残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流動性預金	685,215	18.3	435,461	11.7
当座預金	505	0.0	516	0.0
普通預金	684,668	18.3	434,906	11.7
通知預金	42	0.0	37	0.0
定期性預金	2,888,299	77.3	3,129,523	83.9
定期預金	2,793,207	74.7	3,032,428	81.3
保障基金定期預金	95,091	2.6	97,095	2.6
その他の預金	64,149	1.7	67,390	1.8
小計	3,637,664	97.3	3,632,375	97.4
譲渡性預金	101,023	2.7	98,441	2.6
組合短期資金	228	0.0	60	0.0
合計	3,738,916	100.0	3,730,877	100.0

- (注)1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 保障基金定期預金
 3. その他の預金 = 為替決済預り金 + 別段預金 + 外貨預金

預金者別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員 預 金	3,380,399	95.9	3,543,706	96.2
会 員 外 預 金	145,370	4.1	140,093	3.8
合 計	3,525,769	100.0	3,683,800	100.0

(注)譲渡性預金を含みます。

定期性預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	3か月以下	3か月超 6か月以下	6か月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超	合 計
平成18年3月末							
定期性預金	670,696	236,825	362,938	538,558	338,765	742,132	2,889,916
うち固定金利定期預金	670,696	236,825	362,938	538,558	338,764	742,130	2,889,913
うち変動金利定期預金	-	-	-	0	0	1	2
平成19年3月末							
定期性預金	838,736	284,165	459,282	454,493	514,700	643,858	3,195,235
うち固定金利定期預金	838,736	284,165	459,282	454,493	514,700	643,858	3,195,235
うち変動金利定期預金	-	-	-	-	-	-	-

(注)固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金科目別残高(期末残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	3,000	0.6	3,002	0.6
証書貸付	343,362	64.1	321,323	67.3
当座貸越	75,318	14.1	67,523	14.2
代理貸付金	113,789	21.2	85,317	17.9
合 計	535,469	100.0	477,166	100.0

(注)割引手形の残高はありません。

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位:百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
手形貸付	13,303	2.6	12,893	2.6
証書貸付	351,672	67.7	337,226	69.8
当座貸越	24,246	4.7	34,609	7.2
代理貸付金	129,872	25.0	98,439	20.4
合 計	519,095	100.0	483,169	100.0

(注)割引手形の残高はありません。

貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	合 計
平成18年3月末						
貸出金	121,732	164,648	86,939	51,843	110,305	535,469
うち固定金利貸出	43,267	112,887	38,478	11,192	8,981	214,807
うち変動金利貸出	78,464	51,760	48,461	40,651	101,323	320,662
平成19年3月末						
貸出金	180,862	113,330	64,937	40,894	77,142	477,166
うち固定金利貸出	111,266	59,825	23,806	11,910	6,335	213,144
うち変動金利貸出	69,596	53,504	41,130	28,984	70,806	264,022

貸出先別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	72,660	13.6	56,346	11.8
会 員 外	462,809	86.4	420,820	88.2
代理貸付金	113,789	21.2	85,317	17.9
事業法人等	211,907	39.6	207,334	43.4
その他の	137,113	25.6	128,169	26.9
合 計	535,469	100.0	477,166	100.0

業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	40,745	7.6	42,816	9.0
農 業	13	0.0	10	0.0
林 業	16	0.0	15	0.0
漁 業	7	0.0	-	-
鉱 業	23	0.0	19	0.0
建 設 業	20,383	3.8	17,652	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業	5,699	1.1	6,399	1.4
情 報 通 信 業	6,045	1.1	5,555	1.2
運 輸 業	61,266	11.4	53,093	11.1
卸 売 ・ 小 売 業	7,203	1.3	11,891	2.5
金 融 ・ 保 険 業	133,161	24.9	110,699	23.2
不 動 産 業	53,186	9.9	47,340	9.9
各 種 サ ー ビ ス	152,823	28.5	135,162	28.3
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-
小 計	480,573	89.7	430,658	90.3
国 ・ 地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 等	2,399	0.4	2,525	0.5
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	52,497	9.8	43,983	9.2
合 計	535,469	100.0	477,166	100.0

担保別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

種 類	平成18年3月末				平成19年3月末			
	貸出金		債務保証見返		貸出金		債務保証見返	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
預 金	151,249	28.3	-	-	130,695	27.4	-	-
有 価 証 券	4,492	0.8	-	-	4,492	0.9	-	-
不 動 産	48,033	9.0	-	-	39,036	8.2	-	-
そ の 他	68,610	12.8	-	-	48,826	10.2	-	-
小 計	272,385	50.9	-	-	223,049	46.7	-	-
信用保証協会・信用保険	86	0.0	-	-	75	0.0	-	-
保 証	27,448	5.1	116	100.0	27,097	5.7	110	100.0
信 用	235,549	44.0	-	-	226,944	47.6	-	-
合 計	535,469	100.0	116	100.0	477,166	100.0	110	100.0

使途別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
運 転 資 金	416,851	77.8	387,993	81.3
設 備 資 金	118,618	22.2	89,173	18.7
合 計	535,469	100.0	477,166	100.0

貸倒引当金の状況

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

項 目	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	9,317		6,592	2,725
個別貸倒引当金	2,502		2,182	319
合 計	11,819		8,774	3,045

(注) 特定海外債権引当勘定の残高はありません。

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
貸 出 金 償 却	-	-

業種別・地域別の個別貸倒引当金残高

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
製 造 業		45		21		-		45		21
建 設 業		41		48		-		41		48
電気・ガス・熱供給・水道業		-		9		-		-		9
卸 売 ・ 小 売 業		117		96		-		117		96
金 融 ・ 保 険 業		1,412		1,328		-		1,412		1,328
不 動 産 業		90		113		-		90		113
各 種 サ ー ビ ス		651		420		-		651		420
個人(住宅・消費・納税資金等)		143		143		-		143		143
業 種 別 合 計		2,502		2,182		-		2,502		2,182
国 内		2,502		2,182		-		2,502		2,182
海 外		-		-		-		-		-
地 域 別 合 計		2,502		2,182		-		2,502		2,182

(注) 一般貸倒引当金については地域別・業種別の算定を行っておりません。

有価証券残高（期末残高）

（単位：百万円、％）

区 分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	1,844,416	63.9	1,863,111	64.3
地 方 債	11,580	0.4	11,511	0.4
短 期 社 債	20,987	0.7	42,935	1.5
社 債	633,816	22.0	587,590	20.3
株 式	3,353	0.1	4,365	0.2
外 国 証 券 そ の 他	372,009	12.9	386,188	13.3
合 計	2,886,163	100.0	2,895,704	100.0

有価証券残高（平均残高）

（単位：百万円、％）

区 分	平成17年度		平成18年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	1,747,646	59.6	1,848,196	61.5
地 方 債	14,006	0.5	11,573	0.4
短 期 社 債	120,076	4.1	140,986	4.7
社 債	642,965	21.9	611,382	20.3
株 式	3,385	0.1	3,356	0.1
外 国 証 券 そ の 他	406,011	13.8	392,138	13.0
合 計	2,934,091	100.0	3,007,634	100.0

有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成18年3月末								
国 債	115,661	985,001	374,283	89,553	47,205	232,710	-	1,844,416
地 方 債	-	8,584	2,995	-	-	-	-	11,580
短 期 社 債	20,987	-	-	-	-	-	-	20,987
社 債	182,522	259,331	188,856	3,105	-	-	-	633,816
株 式	-	-	-	-	-	-	3,353	3,353
外 国 証 券 そ の 他	35,892	102,930	82,394	17,459	33,192	-	100,138	372,009
平成19年3月末								
国 債	296,976	375,877	776,174	168,750	9,581	235,751	-	1,863,111
地 方 債	-	11,511	-	-	-	-	-	11,511
短 期 社 債	42,935	-	-	-	-	-	-	42,935
社 債	202,975	208,978	175,636	-	-	-	-	587,590
株 式	-	-	-	-	-	-	4,365	4,365
外 国 証 券 そ の 他	29,030	105,674	65,906	6,527	32,021	-	147,028	386,188

商品有価証券の種類別残高（平均残高）

該当ありません。

有価証券の時価等情報

貸借対照表の「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、ならびに「買入金銭債権」中の貸付債権信託の受益権証券を含めて記載しています。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成18年3月末					平成19年3月末				
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額			貸借対照表 計上額	時 価	差 額		
			うち益	うち損				うち益	うち損	
国 債	121,655	122,448	792	826	33	46,993	47,439	445	449	4
地 方 債	5,003	4,955	48	0	48	5,009	4,979	29	0	29
短 期 社 債	20,987	20,987	-	-	-	42,935	42,935	-	-	-
社 債	538,552	535,228	3,324	522	3,846	531,248	530,073	1,175	720	1,895
そ の 他	227,368	225,491	1,877	74	1,952	250,399	249,612	786	209	996
合 計	913,569	909,111	4,457	1,423	5,880	876,586	875,040	1,546	1,379	2,925

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

子会社および関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成18年3月末					平成19年3月末				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額			取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額		
			うち益	うち損				うち益	うち損	
株 式	-	-	-	-	-	202	1,212	1,010	1,010	-
債 券	1,830,727	1,824,600	6,126	12,219	18,346	1,867,927	1,878,962	11,035	16,661	5,626
国 債	1,728,242	1,722,760	5,482	12,178	17,660	1,804,830	1,816,117	11,287	16,627	5,339
地 方 債	6,570	6,576	6	6	-	6,500	6,502	2	2	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	95,914	95,263	651	34	685	56,597	56,342	255	31	286
そ の 他	198,461	205,848	7,386	9,169	1,782	189,693	197,702	8,009	10,715	2,705
合 計	2,029,188	2,030,448	1,260	21,388	20,128	2,057,823	2,077,878	20,054	28,386	8,332

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
満期保有目的の債券	-	-
債 券	-	-
そ の 他	-	-
子会社および関連会社株式	2,872	2,874
その他有価証券	-	-
債 券	-	-
株 式	480	278
そ の 他	14,100	17,590

金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
運用目的の金銭の信託	25,229	25,160
貸借対照表計上額	25,229	25,160
当期の損益に含まれた評価差額	108	69

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいています。

満期保有目的の金銭の信託およびその他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引情報
クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成18年3月末				平成19年3月末			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	クレジットデリバティブ								
	売 建	1,000	1,000	4	4	1,000	1,000	4	4
	買 建	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計				4	4			4	4

- (注)1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。
2. 時価は、割引現在価値により算定しています。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引です。

クレジットデリバティブ以外の取引

該当ありません。

オフバランス取引の状況
金融派生商品および先物外国為替取引

(単位：百万円)

項 目	契 約 額 等		信用リスク相当額	
	平成18年3月末	平成19年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末
金利および通貨スワップ	-	-	-	-
先物外国為替取引	-	2	-	-
金利および通貨オプション	-	-	-	-
その他の金融派生商品	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による信用リスク削減効果		-	-	-
合 計	-	2	-	-

- (注)1. 信用リスク相当額の算出には、カレント・エクスポージャー方式を採用しています。
2. 信用リスク相当額の算出にあたっては、一部の取引についてネットティング(取引相手と結んだすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、ネットアウト後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しています。
3. 自己資本比率算出上の対象となっていない取引所取引および原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引は信用リスク相当額の算出対象から除いています。

与信関連取引

(単位：百万円)

項 目	契 約 金 額	
	平成18年3月末	平成19年3月末
コ ミ ッ ト メ ン ト	3,400	4,550

- (注)事業法人貸付にかかるコミットメントライン契約を開示しており、当座貸越契約は含んでおりません。

与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

グロス再構築コストの額および与信相当額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
グロス再構築コストの額 (A)		-
派生商品取引および長期決済期間取引計 (B)		-
派生商品取引合計		-
クレジット・デリバティブ		-
長期決済期間取引		-
差 額 (A) - (B)		-

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を持つ担保の提供はありません。
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限りです。
 3. 上記以外にカレント・エクスポージャー方式によらないクレジット・デリバティブ(プロテクションの提供)の与信相当額が、1,000百万円あります。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果をお案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
カードローン		34,276
住宅ローン		62,279
自動車ローン		27,435
リース		32,183
その他		45,756
合計		201,931

- (注)1. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)が9,912百万円あります。
2. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが75百万円含まれています。

リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
20%		200,131		1,601
50%		1,799		35
100%		-		-
350%		-		-
合計		201,931		1,637

- (注)1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスクウェイト × 4%
2. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)が9,912百万円あります。
3. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが75百万円含まれています。

経過措置を適用する証券化エクスポージャー

該当ありません。

- (注)「経過措置」とは、平成18年3月31日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を適用することができるものです。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B)-(A)
平成17年度				
平成18年度	67,174	68,359	74,955	6,596

(注)いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含まれておりません。

出資等エクスポージャーの上場・非上場の別

(単位：百万円)

	上 場	非上場	合 計
平成17年度			
平成18年度	28,722	38,451	67,174

- (注)1. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場に含めて記載しています。
2. いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含まれておりません。

売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	売却損益		株式等償却
	売却益	売却損	
平成17年度			
平成18年度	822	1,159	-

(注)投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる、売却損益は含まれておりません。

「其他有価証券」に該当するものの貸借対照表計上額および評価損益

(「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」の開示を表します。)

(単位：百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	
			うち益	うち損
平成17年度				
平成18年度	54,994	62,926	7,932	677

子会社および関連会社株式で時価のあるもの

(「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」の開示を表します。)

該当ありません。

内国為替制度加盟信用組合数

(単位：信組)

業 態 名	平成17年度	平成18年度
地 域	126	122
業 域	27	27
職 域	15	15
そ の 他	2	2
合 計	170	166

(注)「その他」は、全信組連と整理回収機構です。

信用組合の内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分	平成17年度		平成18年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	仕 向	10,426,035	11,427,850	10,428,905	11,165,098
	被 仕 向	13,038,909	11,475,393	13,166,882	11,282,966
代 金 取 立	委 託	324,740	388,936	276,222	346,139
	受 託	248,177	259,186	214,989	231,056

信組為替と他行為替の内訳

(単位：件、百万円)

区 分	平成17年度		平成18年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
信組為替	仕 向・委託	331,064	307,660	310,474	303,273
	被仕向・受託	331,064	307,660	310,474	303,273
他行為替	仕 向・委託	10,419,711	11,509,124	10,394,653	11,207,965
	被仕向・受託	12,956,022	11,426,917	13,071,397	11,210,746

外国為替取扱実績

(単位：件、千米ドル)

区 分	平成17年度		平成18年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
貿 易	輸 出	354	18,969	413	18,565
	輸 入	2,149	47,367	2,034	50,800
貿易外	外国送金等	2,028	30,599	2,054	28,289
	外貨預金	73	1,338	55	2,034
	外貨貸付	-	-	-	-
両 替	16	141	11	94	
合 計	4,620	98,415	4,567	99,784	
信用状開設	371	6,595	352	6,704	

外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

項 目	平成18年3月末	平成19年3月末
国 内	1,287	10,441
海 外	-	-
合 計	1,287	10,441

信用組合のコンピュータ化状況

(平成19年3月末)

区 分	地 域 信組数	業 域 信組数	職 域 信組数	民族系 信組数	合 計
SKCセンター	96	16	10	10	132
自営共同センター	3	-	-	5	8
単 独 自 営	6	-	5	2	13
委 託	-	-	-	-	-
未 オンライン	0	12	3	-	15
合 計	105	28	18	17	168

SKCセンター加盟状況

年 月 末	信組数	店舗数
平成18年3月末	134	1,535
平成19年3月末	132	1,513

しんくみネット・キャッシュサービス加盟状況

年 月 末	SKCセンター参加信組		自営オン信組等		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成18年3月末	127	1,475	22	290	149	1,765
平成19年3月末	124	1,454	20	271	144	1,725

信用組合のCDネット取扱状況
支払

(単位：件)

年 度	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成17年度	2,379,423	5,837,022
平成18年度	2,082,135	5,720,943

(注)提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信託銀・信金・労金・農協の7業態です。

他行カード振込

(単位：件)

年 度	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成17年度	10,716	20,108
平成18年度	24,995	35,607

(注)1. 平成17年5月6日から取扱開始。
2. 提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信金の4業態です。

相互入金

(単位：件)

年 度	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成17年度	2,774	4,900
平成18年度	24,989	39,158

(注)1. 平成18年1月4日から取扱開始。
2. 提携先金融機関は、第二地銀・信金・労金の3業態です。

しんくみ郵貯提携取扱状況

(単位：件)

年 度	取扱信組数	支払件数	預入件数
平成17年度	123	455,453	74,021
平成18年度	124	462,310	85,953

(注)支払件数および預入件数は、仕向・被仕向取引の合計です。

デビットカードサービス取扱状況(単位：件)

年 度	取扱信組数	取扱件数
平成17年度	90	34,478
平成18年度	88	35,122

しんくみANSER取扱状況

(単位：件)

年 度	取扱信組数	取扱件数
平成17年度	59	2,328,271
平成18年度	62	3,058,605

(注)「しんくみANSER」とは、端末機(パソコン、携帯電話、FAX等)により資金移動取引・照会取引を行う業務です。

マルチペイメントネットワーク
収納サービス

(単位：件)

年 度	取扱信組数	取扱件数
平成17年度	13	700
平成18年度	15	2,464

しんくみセブン提携取扱状況

(単位：件)

年 度	取扱信組数	支払件数	預入件数
平成17年度	122	1,816,344	289,150
平成18年度	124	2,609,763	441,421

(注)平成16年5月31日から取扱開始。

日本銀行歳入復代理店委嘱状況

年 度	新 規 委 嘱		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成17年度	-	-	32	464
平成18年度	-	1	32	465

全信組連手形交換取扱状況

(単位：枚、百万円)

項 目	平成17年度		平成18年度	
	枚 数	金 額	枚 数	金 額
持 出 手 形	221,672	989,163	221,076	418,297
持 帰 手 形	273,459	322,045	283,374	320,157

(注)1. 枚数・金額とも手形交換所経由分。
2. 代理交換受託信組(整理回収機構を含む)分を含んでいます。

代理交換受託信組数

年 月 末	受託信組数
平成18年3月末	16
平成19年3月末	17

(注)整理回収機構を含んでいます。

しんくみピーターパンカード取扱状況

年 月 末	契約信組数	累計発行枚数
平成18年3月末	128	244,761
平成19年3月末	126	250,459

個人向け国債窓販業務取りまとめ実績

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
個 人 向 け 国 債 5 年	5,091	24,441
個 人 向 け 国 債 10 年	14,753	4,854
合 計	19,844	29,296

(注)窓販取りまとめ実績とは、当会を取りまとめ金融機関とし信用組合を取扱金融機関とする個人向け国債の募集の取扱高です。
なお個人向け国債5年は、平成18年1月から取扱開始となりました。

投資信託窓販業務取次実績

(単位：百万円)

項 目	平成17年度	平成18年度
窓 販 取 次 実 績	3,350	10,390

(注)窓販取次実績とは、当会を指定登録金融機関とし信用組合を取次登録金融機関とする投資信託の募集の取扱高です。

主な手数料

内国為替取扱手数料（1件あたり）

平成19年4月1日現在

項 目			手数料額
振込手数料 (電信扱・文書扱)	当会本支店宛 (同一店内を含む)	3万円未満	210円(うち消費税等10円)
		3万円以上	420円(うち消費税等20円)
	他 行 宛	3万円未満	630円(うち消費税等30円)
		3万円以上	840円(うち消費税等40円)
送金手数料	当会本支店宛	- - - -	420円(うち消費税等20円)
	他 行 宛	普通扱	630円(うち消費税等30円)
代金取立手数料	当会本支店宛	- - - -	420円(うち消費税等20円)
		普通扱	630円(うち消費税等30円)
	他 行 宛	至急扱	840円(うち消費税等40円)
送金・振込の組戻料、取立手形組戻料、取立手形店頭呈示料 ^(注) 、 不渡手形返却料			630円(うち消費税等30円)

(注) 630円を超える実費を要する場合は、実費分を申し受けます。

その他手数料

平成19年4月1日現在

項 目			手数料額
残高証明書発行	随時発行	1枚	630円(うち消費税等30円)
	定時発行	1枚	420円(うち消費税等20円)
当座小切手帳発行	- - - -	1冊50枚	1,050円(うち消費税等50円)
自己宛小切手発行	- - - -	1枚	840円(うち消費税等40円)
証書・通帳再発行	- - - -	1通	1,050円(うち消費税等50円)



連結資料

連結の範囲に関する事項・連結の事業概況	76
連結財務諸表	77
信用リスクに関する事項	83
貸倒引当金・連結リスク管理債権の状況	85
派生商品取引および長期決済期間取引に関する事項	86
証券化エクスポージャーに関する事項	87
出資等エクスポージャーに関する事項	88

- (注) 1. 本文記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「-」は皆無または該当なし、「...」は制度改正等により前年度以前の数値の記載ができないものを表しています。
3. 平成19年3月23日付「金融庁告示第17号」に基づく開示は、新しい自己資本比率規制に基づく開示であることから、平成17年度分の取りまとめが困難な事項については開示を行っておりません。

連結の範囲に関する事項

連結グループに属する会社と連結財務諸表の対象範囲に含まれる会社との相違点

- ・相違点はありません。

連結グループに属する連結対象子会社

全信組連グループは、全信組連および連結対象子会社3社で構成され、各種金融業務を中心に、コンピュータセンターの運営や個人ローン保証など、信用組合業界の中核を担う総合的なサービスを提供しています。

比例連結が適用される金融業務を営む関連法人等

- ・該当ありません。

連結自己資本比率の算出にあたり控除項目の対象となる金融子会社等

- ・該当ありません。

従属業務を専ら営む会社および新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社であって、連結自己資本比率の算出対象とならない会社

- ・該当ありません。

連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限等

- ・該当ありません。

連結の事業概況

損益の状況

全信組連および子会社3社を連結した経常収益は前期比140億円増加の629億円、経常費用は137億円増加の596億円となり、経常利益はほぼ前年度並みの33億円となりました。

また、特別損益等を加味した当期純利益は、前期比9億円増加の42億円となりました。

自己資本比率の状況

新しい自己資本比率規制により算出した平成18年度の連結自己資本比率(国内基準)は14.29%となり、旧規制で算出した昨年度の10.01%と比較して4.28ポイント上昇しました。

なお、過去の連結自己資本比率については、「全国しんくみ保証株式会社」の保証債務残高を連結財務諸表上に反映していなかったことから、誤った数値を開示しておりました。

このため、平成14年度以降の連結自己資本比率は正しい数値に修正して開示しています。

自己資本調達手段の概要

全信組連グループでは、全信組連については普通出資および優先出資により、連結対象子会社3社においては普通株式により資本調達を行っています。

連結セグメント情報

連結会社は信用協同組合連合会事業以外に一部で電子計算機のソフトの開発・販売業務、物品販売・斡旋業務を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

主要な経営指標の推移(連結)

(単位:百万円、%)

項 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経 常 収 益	55,824	50,941	46,636	48,889	62,963
経 常 利 益	5,417	5,344	5,657	3,056	3,349
当 期 純 利 益	4,423	5,246	4,817	3,275	4,251
純 資 産 額	143,533	145,635	159,155	133,970	149,328
総 資 産 額	3,446,414	3,674,937	3,891,353	4,015,817	3,968,256
連 結 自 己 資 本 比 率	11.47	11.19	10.26	10.01	14.29

(注)1. これまで開示しておりました連結自己資本比率について、誤りが判明いたしましたので上記数値は訂正後のものを掲載しています。

2. 平成18年度の連結自己資本比率は、新しい自己資本比率規制に基づき、それ以前については旧規制に基づき算出しています。

連結貸借対照表(資産の部)

資産の部

(単位：百万円)

科 目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
現 金	11	11
預 け 金	310,079	63,782
コ ー ル 口 - ノ ン	4,105	254,129
買 入 金 銭 債 権	148,166	146,880
金 銭 の 信 託	25,229	25,160
有 価 証 券	2,883,290	2,892,830
貸 出 金	529,519	471,669
再 預 託 金	59	38
外 国 為 替	160	131
そ の 他 資 産	7,487	8,077
有 形 固 定 資 産	18,290	17,551
無 形 固 定 資 産	539	364
繰 延 税 金 資 産	6,229	135
債 務 保 証 見 返	104,670	108,854
貸 倒 引 当 金	11,820	8,777
投 資 損 失 引 当 金	10,101	12,582
資 産 減 損 引 当 金	99	-
資 産 の 部 合 計	4,015,817	3,968,256

連結貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
預 金	3,433,713	3,596,792
譲 渡 性 預 金	90,831	85,774
借 用 金	1,000	-
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	228,966	-
預 託 金	59	38
外 国 為 替	0	-
そ の 他 負 債	19,217	24,672
賞 与 引 当 金	263	258
退 職 給 付 引 当 金	865	785
制 度 融 資 等 負 担 引 当 金	1,887	918
役 員 退 任 慰 労 引 当 金	91	113
繰 延 税 金 負 債	-	721
債 務 保 証	104,670	108,854
負 債 の 部 合 計	3,881,566	3,818,928
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	53,855	53,855
資 本 剰 余 金	5,000	5,000
利 益 剰 余 金	74,248	76,402
会 員 勘 定 合 計	133,104	135,258
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	866	13,775
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	866	13,775
少 数 株 主 持 分	280	293
純 資 産 の 部 合 計	134,251	149,328
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,015,817	3,968,256

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
経常収益	48,889	62,963
資金運用収益	29,607	40,451
貸出金利息	7,223	6,784
預け金利息	22	136
コ-ル口-ン利息	35	660
買現先利息	1	8
有価証券利息配当金	21,830	31,695
再預託金利息	7	6
その他の受入利息	487	1,158
役務取引等収益	15,166	15,575
その他の業務収益	2,561	5,056
その他の経常収益	1,553	1,879
経常費用	45,833	59,613
資金調達費用	17,733	24,331
預金利息	13,469	20,205
譲渡性預金利息	4,246	4,047
借用金利息	0	0
コ-ルマネ-利息	0	-
債券貸借取引支払利息	9	68
預託金利息	7	6
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	14,201	14,336
その他の業務費用	2,466	11,770
経常費用	6,866	6,381
その他の経常費用	4,565	2,793
経常利益	3,056	3,349
特別利益	3,952	3,068
固定資産処分利益	9	25
貸倒引当金戻入利益	-	3,043
その他の特別利益	3,943	-
特別損失	209	11
固定資産処分損失	28	11
その他の特別損失	180	-
税金等調整前当期純利益	6,799	6,406
法人税、住民税及び事業税	2,053	1,210
法人税等調整額	1,457	929
少数株主利益	12	15
当期純利益	3,275	4,251

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	5,000	5,000
資本剰余金増加高	-	-
資本剰余金期末残高	5,000	5,000
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	73,055	74,248
利益剰余金増加高	3,275	4,251
当期純利益	3,275	4,251
利益剰余金減少高	2,083	2,097
配当金	2,083	2,097
利益剰余金期末残高	74,248	76,402

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成17年度	平成18年度
	(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,799	6,406
減価償却費	1,082	1,014
貸倒引当金の増減()額	3,943	3,043
投資損失引当金の増減()額	4,430	2,481
資産減損引当金の増減()額	99	99
賞与引当金の増減()額	3	4
退職給付引当金の増減()額	274	80
制度融資等負担引当金の増減()額	955	968
役員退任慰労引当金の増減()額	91	22
資金運用収益	29,607	40,451
資金調達費用	17,733	24,331
有価証券関係損益()	741	4,939
金銭の信託の運用損益()	398	649
有形固定資産処分損益()	19	14
土地評価損	-	-
貸出金の純増()減	16,692	57,850
預金の純増減()	148,995	163,078
譲渡性預金の純増減()	1,050	5,056
借入金金の純増減()	17,500	1,000
コールマネーの純増減()	40,000	-
債券貸借取引受入担保金の純増減()	51,033	228,966
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	13,455	1,460
コールローンの純増()減	211,001	250,024
買入金銭債権の純増()減	40,954	1,279
再預託金の純増()減	6	21
預託金の純増減()	6	21
外国為替(資産)の純増()減	32	28
外国為替(負債)の純増減()	6	-
資金運用による収入	47,443	50,034
資金調達による支出	17,555	18,047
その他	291	465
小 計	339,198	237,935
法人税等の支払額	1,567	2,166
営業活動によるキャッシュ・フロー	337,630	240,101
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,504,024	3,314,649
有価証券の売却による収入	1,917,066	2,969,840
有価証券の償還による収入	392,280	339,338
金銭の信託の増加による支出	7,000	-
金銭の信託の減少による収入	-	-
有形固定資産の取得による支出	...	78
有形固定資産の売却による収入	...	127
無形固定資産の取得による支出	...	136
無形固定資産の売却による収入	...	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	202,103	5,557
財務活動によるキャッシュ・フロー		
普通出資の増額による収入	-	-
優先出資の発行による収入	-	-
配当金の支払額	2,083	2,097
少数株主への配当金支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,083	2,098
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増加額	133,444	247,757
現金及び現金同等物の期首残高	136,008	269,453
新規連結による現金及び現金同等物の増加額	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	269,453	21,695

連結財務諸表作成のための基本となる事項(平成18年度)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 3社
 会社名
 信組情報サービス株式会社
 全国しんくみ保証株式会社
 しんくみ総合サービス株式会社
 - (2) 非連結子会社及び子法人等 なし
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
なし
 - (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
なし
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
 3月末日 3社
4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、
 全面時価評価法を採用しております。
5. のれんの償却に関する事項
 のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。
6. 利益処分項目等の取扱に関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分
 に基づいて作成しております。
7. 会計処理に関する事項及び注記事項
 【連結貸借対照表関係】
 - (1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、
 その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、
 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、
 その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - (3) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - (4) 当会の有形固定資産の減価償却は、それぞれ次のとおり償却しております。

建 物	定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
	ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。
動 産	定率法を採用し、税法基準の償却率による。
その他	税法の定める方法による。

 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として次のとおり償却しております。

建 物	定率法を採用し、税法基準の償却率による。
	ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用し、税法基準の償却率による。
動 産	定率法を採用し、税法基準の償却率による。
その他	税法の定める方法による。
 - (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、
 自社利用のソフトウェアについては、当会並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (6) 当会の外貨建の資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - (7) 当会の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
 - (8) 当会の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - (9) 当会の制度融資等負担引当金は、経営合理化資金、合併強化資金及び保障基金機構融資等に併し将来発生する可能性のある負担を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
 - (10) 当会の役員退任慰労引当金は、役員の退任慰労金の支払に備

- えるため、役員が退任した場合の連結決算日における要支給額に相当する額を計上しております。
- (11) 当会の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (12) 当会の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 なお、数理計算上の差異は各連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。
 当会の一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による連結会計年度末退職給付と要支給額に相当する額を退職給付引当金に含めて計上しております。
 連結される子会社及び子法人等の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 また、当会並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用組等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当会並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。当該年金基金における掛金拠出割合により計算した当会並びに連結される子会社及び子法人等の年金資産は11,368百万円となっております。
- (13) 当会並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 当会並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (15) 貸出金のうち、破綻先債権額は、58百万円であり、延滞債権額は15,360百万円であり、
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (16) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (17) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,664百万円であり、
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (18) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,082百万円であり、
 なお、(15)から(18)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (19) ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債権者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、20,254百万円であり、

(20) 有形固定資産の減価償却累計額	11,105百万円
(21) 有形固定資産の圧縮記帳額	1,269百万円
(22) 出資1口当たりの純資産額	284,285円88銭
(23) 当会の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	4,492百万円
(24) 当会の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額	-百万円
- (25) 連結貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
- (26) 担保に供している資産は次のとおりであり、
 担保に供している資産 有価証券112,121百万円
 なお、担保資産に対応する債務はありません。
 上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金27百万円、有価証券218,731百万円を差し入れております。
- (27) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであり、これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託の受益証券が含まれております。以下(31)まで同様であります。
 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 満期保有目的の債券で時価のあるもの

連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	46,993百万円	47,439百万円	445百万円	449百万円
地方債	5,009	4,979	29	0
短期社債	42,935	42,935	-	-
社債	531,248	530,073	1,175	720
その他	250,399	249,612	786	209
合計	876,586	875,040	1,546	1,379

その他有価証券で時価のあるもの

取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	202百万円	1,212百万円	1,010百万円	-百万円
債券	1,867,927	1,878,962	11,035	16,661
国債	1,804,830	1,816,117	11,287	16,627
地方債	6,500	6,502	2	2
社債	56,597	56,342	255	31
その他	189,693	197,702	8,009	10,715
合計	2,057,823	2,077,878	20,054	28,386

なお、上記の評価差額から繰延税金負債6,279百万円を差し引いた額13,775百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(28) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(29) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,129,732百万円	4,216百万円	9,135百万円

(30) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額			
その他有価証券				
非上場株式	278百万円			
優先出資証券	17,590百万円			
(31) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。				
1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
債券	542,888百万円	1,548,178百万円	178,332百万円	235,751百万円
国債	296,976	1,152,051	178,332	235,751
地方債	-	11,511	-	-
短期社債	42,935	-	-	-
社債	202,975	384,615	-	-
その他	59,030	190,929	59,823	8,880
合計	601,918	1,739,107	238,155	244,631

(32) 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	金額
連結貸借対照表計上額	25,160百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	69百万円
満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託の取扱はありません。	

(33) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に43,992百万円含まれております。

(34) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,622百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,672百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(35) 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	3,984百万円
年金資産(時価)	3,994百万円
未積立退職給付債務	10百万円
会計基準変更時差異の未処理額	-百万円
未認識数理計算上の差異	795百万円
未認識過去勤務債務	-百万円
貸借対照表計上額の純額	785百万円
前払年金費用	-百万円
退職給付引当金	785百万円

(36) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,097百万円
投資損失引当金	3,940百万円
制度融資等負担引当金	287百万円
不動産の評価損	1,476百万円

その他	1,408百万円
繰延税金資産小計	9,208百万円
評価性引当額	3,512百万円
繰延税金資産合計	5,695百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	6,279百万円
その他	2百万円
繰延税金負債合計	6,281百万円
繰延税金資産(負債)の純額	585百万円

(37) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.31%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%
住民税均等割	0.29%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	1.04%
評価性引当額の増減	0.19%
その他	0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.39%

(38) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上してまいりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度末から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の貸借対照表価額を取得価額として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は123百万円減少し、繰延税金負債は56百万円減少しており、税引前当期純利益は179百万円増加しております。

(39) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」(平成5年3月3日大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用になったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

「会員勘定」は「純資産の部」とし、会員勘定、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「会員勘定」の合計に相当する金額は149,328百万円であります。

「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

「動産不動産」は、「有形固定資産」または「無形固定資産」に区分して表示しております。

【連結損益計算書関係】

(1) 出資1口当たり当期純利益金額 8,408円66銭

【連結キャッシュ・フロー計算書関係】

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預け金」のうち日本銀行への預け金であります。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金及び預け金勘定	63,793百万円
預け金(日本銀行預け金を除く)	42,097百万円
現金及び現金同等物	21,695百万円

(3) 「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」(平成5年3月3日大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり連結キャッシュ・フロー計算書の表示を変更しております。

「連結調整勘定償却額」は「のれん(及び負のれん)償却額」に含めて表示しております。

「動産不動産処分損益()」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」及び「無形固定資産」に区分されたことに伴い、「有形固定資産処分損益()」あるいは「無形固定資産処分損益()」として表示しております。

また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」あるいは「無形固定資産の取得による支出」として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」あるいは「無形固定資産の売却による収入」として表示しております。

連結自己資本比率

(単位：百万円、%)

項 目	平成18年3月末	平成19年3月末
基 本 的 項 目 (A)	131,286	133,454
出 資 金	53,855	53,855
うち非累積的永久優先出資	5,000	5,000
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	5,000	5,000
利益剰余金	72,150	74,304
自己優先出資()	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
その他有価証券の評価差損()	-	-
為替換算調整勘定	...	-
新株予約権	...	-
連結子法人等の少数株主持分	280	293
営業権相当額()	-	-
のれん相当額()	...	-
企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額()	...	-
補完的項目対象額 (B)=(C)+(D)+(E)	9,318	6,595
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 (C)	-	-
一般貸倒引当金(D)	9,318	6,595
負債性資本調達手段等(E)	-	-
補 完 的 項 目 (F)	6,258	5,022
控 除 項 目 (G)	26,736	23,572
自 己 資 本 (H)	110,808	114,904
リ ス ク ・ ア セ ッ ト (I)=(J)+(K)+(L)	1,105,947	803,546
資産(オン・バランス)項目 (J)	1,000,387	657,358
オフ・バランス取引等項目 (K)	105,559	118,569
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (L)	...	27,618
Tier 比率(国内基準)=(A)/(I)×100	11.87	16.60
連結自己資本比率(国内基準)=(H)/(I)×100	10.01	14.29

- (注)1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 平成19年3月末の連結自己資本比率は、新しい自己資本比率規制に基づき、それ以前については旧規制に基づき算出しています。
3. これまで開示しておりました連結自己資本比率について、誤りが判明いたしましたので上記数値は訂正後のものを掲載しています。

信用リスクに関する事項

ポートフォリオ区分ごとのリスク・アセット、所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成17年度		平成18年度	
	リスクアセット	所要自己資本額	リスクアセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット (A)			775,928	31,037
ソブリン向けエクスポージャー			10,588	423
金融機関向けエクスポージャー			206,726	8,269
法人等向けエクスポージャー			336,592	13,463
不動産取得等事業向けエクスポージャー			18,185	727
三月以上延滞等エクスポージャー			65	2
上記以外のエクスポージャー			151,552	6,062
証券化エクスポージャー			47,369	1,894
個々の資産の把握が困難な資産			4,848	193
オペレーショナル・リスク (B)			27,618	1,104
合 計 (A) + (B)			803,546	32,141

- (注) 1. 所要自己資本額 = リスクアセット × 4%
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. オペレーショナルリスクの算定には、基礎的手法を採用しています。
4. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成17年度		平成18年度	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%			-	2,382,546
10%			34,719	59,664
20%			673,898	340,724
35%			-	-
50%			232,871	-
75%			-	-
100%			112,492	157,018
150%			-	-
自己資本控除			-	-
合 計				3,993,935

- (注) 1. 格付の有無は当会がリスク・ウェイトの判定に使用している適格格付機関が付与する依頼格付(ソブリン向けは勝手格付を含む)の有無を表しています。
2. 証券化エクスポージャーは除いています。
3. エクスポージャーの額は信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトを開示しています。
4. 上記以外に、ファンド形式のエクスポージャー(投資信託、金銭の信託、邦貨外国投信)が、184,203百万円あります。

信用リスクに関する事項

業種別・期間別・地域別残高(期末残高)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分 地域別区分	エクスポージャー 区分	残 高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		三月以上延滞エクスポージャー	
		17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
		製 造 業		131,612		43,266		85,047	
農 業		10		10		-		-	
林 業		-		-		-		15	
漁 業		-		-		-		-	
鉱 業		19		19		-		-	
建 設 業		29,623		17,631		11,991		20	
電気・ガス・熱供給・水道業		6,399		6,399		-		-	
情 報 通 信 業		4,776		57		4,702		-	
運 輸 業		79,098		53,093		26,004		-	
卸 売 業、小 売 業		25,096		11,876		9,905		15	
金 融 ・ 保 険 業		1,115,726		166,977		628,150		-	
不 動 産 業		71,697		47,042		24,654		297	
各 種 サ ー ビ ス		183,075		137,600		40,274		162	
国・地方公共団体等		1,986,745		112,121		1,874,623		-	
個 人		152,059		152,059		-		667	
そ の 他		400,337		220,616		18,308		-	
業 種 別 合 計		4,186,277		968,773		2,723,663		1,179	
1年以下		1,552,581		683,732		571,619		34	
1年超 3年以下		777,970		113,591		664,378		86	
3年超 5年以下		1,074,054		64,897		1,009,157		39	
5年超 7年以下		205,612		33,949		171,662		91	
7年超10年以下		61,337		26,141		35,195		173	
10年超		277,589		41,838		235,751		753	
期間の定めのないもの		237,132		4,622		35,898		-	
残 存 期 間 別 合 計		4,186,277		968,773		2,723,663		1,179	
国 内		4,016,699		968,273		2,554,599		1,179	
海 外		169,578		500		169,063		-	
地 域 別 合 計		4,186,277		968,773		2,723,663		1,179	

- (注)1. 証券化エクスポージャーは除いています。
 2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーです。
 4. 「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 5. 「期間の定めのないもの」には、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および期間別に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。
 6. 本表は、貸借対照表価額をもとに作成しています。

信用リスク削減手法および保証等が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
ソブリン向けエクスポージャー		-		28,808		-
金融機関向けエクスポージャー		44,297		-		-
法人等向けエクスポージャー		87,025		4,792		-
三月以上延滞等エクスポージャー		-		1,180		-
上 記 以 外		-		84,490		-
合 計		131,322		119,271		-

貸倒引当金・連結リスク管理債権の状況

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

項 目	平成18年3月末		平成19年3月末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	9,318		6,595	2,723
個 別 貸 倒 引 当 金	2,502		2,182	319
合 計	11,820		8,777	3,043

(注) 特定海外債権引当勘定の残高はありません。

業種別・地域別の個別貸倒引当金残高

個別貸倒引当金

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	17年度	18年度	17年度	18年度	目的使用		その他		17年度	18年度
					17年度	18年度	17年度	18年度		
製 造 業		45		21		-		45		21
建 設 業		41		48		-		41		48
電気・ガス・熱供給・水道業		-		9		-		-		9
卸売・小売業		117		96		-		117		96
金融・保険業		1,412		1,328		-		1,412		1,328
不動産業		90		113		-		90		113
各種サービス		651		420		-		651		420
個人(住宅・消費・納税資金等)		143		143		-		143		143
業 種 別 合 計		2,502		2,182		-		2,502		2,182
国 内		2,502		2,182		-		2,502		2,182
海 外		-		-		-		-		-
地 域 別 合 計		2,502		2,182		-		2,502		2,182

(注) 一般貸倒引当金については地域別・業種別の算定を行っておりません。

貸出金償却

該当ありません。

連結リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	平成18年3月末	平成19年3月末	増 減 額
破 綻 先 債 権	35	58	23
延 滞 債 権	14,975	15,360	384
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	-	-	-
貸 出 条 件 緩 和 債 権	9,587	2,664	6,922
リ ス ク 管 理 債 権 合 計(A)	24,597	18,082	6,515
貸 出 金 合 計(B)	529,519	471,669	57,850
貸 出 金 に 占 め る 割 合(A/B)	4.6%	3.8%	0.8%

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生、破産、民事再生、会社整理、清算、手形交換所の取引停止処分等に該当する債務者に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、上記1および2を除く貸出金であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から3に該当しないものであり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

グロス再構築コストの額および与信相当額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
グロス再構築コストの額 (A)		-
派生商品取引および長期決済期間取引計 (B)		-
派生商品取引合計		-
クレジット・デリバティブ		-
長期決済期間取引		-
差 額 (A) - (B)		-

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を持つ担保の提供はありません。
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限りです。
 3. 上記以外にカレント・エクスポージャー方式によらないクレジット・デリバティブ(プロテクションの提供)の与信相当額が、1,000百万円あります。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果을 勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
カードローン		34,276
住宅ローン		62,279
自動車ローン		27,435
リ　　ス		32,183
そ　　の　　他		45,756
合　　計		201,931

- (注)1. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)が9,912百万円あります。
2. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが75百万円含まれています。

リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
20%		200,131		1,601
50%		1,799		35
100%		-		-
350%		-		-
合　　計		201,931		1,637

- (注)1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスクウェイト × 4%
2. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)が9,912百万円あります。
3. ファンドには、自己資本から控除した証券化エクスポージャーが75百万円含まれています。

経過措置を適用する証券化エクスポージャー

該当ありません。

- (注)「経過措置」とは、平成18年3月31日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を適用することができるものです。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B)-(A)
平成17年度				
平成18年度	67,174	68,359	74,955	6,596

(注)いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含まれておりません。

出資等エクスポージャーの上場・非上場の別 (単位：百万円)

	上 場	非上場	合 計
平成17年度			
平成18年度	28,722	38,451	67,174

(注)1. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場に含めて記載しています。
2. いわゆるダブルギアリング等により自己資本から控除される出資等は含まれておりません。

売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	売却損益		株式等償却
	売却益	売却損	
平成17年度			
平成18年度	822	1,159	336

(注)投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる、売却損益は含まれておりません。

「**その他有価証券**」に該当するものの貸借対照表計上額および評価損益

(「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」の開示を表します。)

(単位：百万円)

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	
			うち益	うち損
平成17年度				
平成18年度	54,994	62,926	7,932	677

子会社および関連会社株式で時価のあるもの

(「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」の開示を表します。)

該当ありません。

コミュニティバンク信用組合

信用組合は、生活者のみなさま、中小企業のみなさまが、相互扶助の精神のもと、協同で設立した金融機関です。

信用組合の設立根拠法は、「中小企業等協同組合法(昭和24年(1949年)施行)」で、これは、中小企業や個人が集まって共同で生産・加工・購入等を行う「協同組合」と同じです。

信用組合の法律上の正式名称は「信用協同組合」であり、略称を「信組(しんくみ)」といいます。

また、信用組合はみなさまの大切なお金をお預かりするという使命から、「中小企業等協同組合法」とは別に「協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年(1949年)施行)」による規制を受けており、監督は、銀行と同様に「国(金融庁)」が行っています。

信用組合の出資者は「組合員」とよばれており、信用組合は、組合員の特性によって大きく3つに分けられています。

地域信用組合 信用組合の営業エリアにお住まいのみなさま、事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。

業域信用組合 同じ事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。

職域信用組合 同じ職場にお勤めのみなさまを組合員とする信用組合です。

信用組合の組合員

「地域信用組合」は、信用組合の営業エリアにお住まいもしくは職場がある方、営業エリアで事業を営んでおられる方々が組合員とされています。

また、「業域信用組合」は医師や歯科医師、浴場業・青果卸売業等の同業者のみなさま、「職域信用組合」は警察や消防署、地方公共団体、新聞社等にお勤めのみなさまが組合員とされています。

信用組合と銀行の違い

信用組合は利益を追求することを目的とした金融機関ではなく、組合員のみなさまの発展に貢献することを目的とした金融機関です。

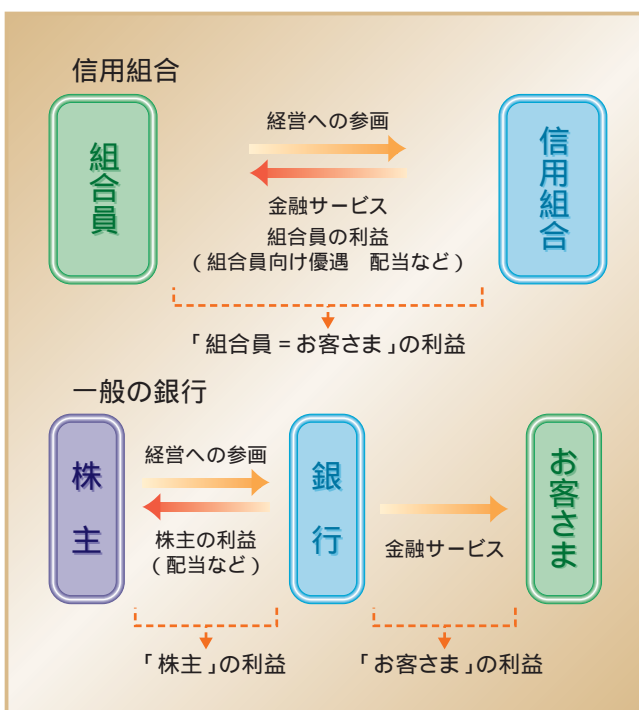
銀行は株式会社ですので、利益を上げることが第一の目的です。

信用組合の経営に参画いただく方は、組合員のみなさま(お客さま)です。このため、信用組合は組合員(お客さま)の利益を第一に考えた経営ができます。

銀行は、所有者である株主の利益を第一に考える必要があります。

信用組合の組合員の議決権は、出資の多い・少ないにかかわらず、1人1票です。

銀行は、保有株数により議決権が異なり、大口株主の意向が反映されやすい仕組みとなっています。



信用組合と他金融機関の事業態様一覧

	信用組合	信用金庫	銀行
根拠法	中小企業等協同組合法(昭和24年)協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年)	信用金庫法(昭和26年)	銀行法(昭和56年)
組織	協同組織の非営利法人		株式会社
営業地区	制限あり(狭域)	制限あり(広域)	制限なし
	地域・業域・職域	地域	
出資金・資本金の最低限度	2千万円(特別区等) 1千万円(その他)	2億円(特別区等) 1億円(その他)	10億円
出資者の名称	組合員	会員	株主
出資者の資格	個人および従業員300人以下または資本金3億円以下の法人	個人および従業員300人以下または資本金9億円以下の法人	自由
預金・積金	組合員以外の預金・積金は全体の20%までに制限	制限なし	
貸出先	組合員	会員	自由

信用組合のはじまり

信用組合は19世紀中頃のドイツで生まれたといわれています。

このころのドイツでは、イギリスより少し遅れて産業革命が起こり、生産性が飛躍的に向上するとともに、資本主義経済が発展しましたが、資本主義経済の浸透が貧富の差を拡大させることとなりました。

このような中、銀行取引から疎外されていた庶民の中で銀行や「高利貸し」に替わる「自分たち」の金融機関を「協同」で設立する意識が高まり、世界で初めての信用組合が設立されました。

わが国における信用組合の歴史

先祖株組合・五常講(報徳社)

信用組合の起源はドイツの信用組合ですが、わが国でもほぼ同時期に、「協同」の精神を持った2つの組織・制度が誕生しています。ひとつは先祖株組合で、1838年に大原幽学の指導により下総国長部村で始まった協同組織で、組合員が出資として所有地を提供し、土地からの収益で生活に困った村民を救済したり、土地の改良や新たな農地を開拓するための資金とするものでした。

もう一つは五常講で、二宮尊徳が小田原藩の使用人や武士達の生活を助けるために創設した資金を貸し借りする制度です。この考え方は、後に「報徳社」という組織にその精神が受け継がれ、静岡県を中心に数多く設立されました。

明治期の信用組合

明治時代に信用組合の前身となる産業組合が誕生しました。

当時の日本は、近代的な金融制度が整備されてきたものの、零細な農民や商工業者は産業革命期のイギリスやドイツのように銀行の取引先としてみなされていませんでした。この結果起きた庶民の窮状を打開するために、1900年(明治33年)「産業組合法」が成立し、我が国における(法律に基づく)信用組合の歴史がはじまりました。

大正期～戦前の信用組合

大正期になっても中小企業に対する金融は悪化していきました。この問題に対処するため、1917年(大正6年)に「産業組合法」の改正が行われ、市街地の信用組合は、主に都市の中小商工業者のための「市街地信用組合」と、従来の産業組合法に基づく「準市街地信用組合」に分かれることになりました。

このうち「市街地信用組合」は徐々に定着・発展していき、その結果1943年(昭和18年)、単独法として「市街地信用組合法」が成立し、「市街地信用組合」は都市における中小企業者、勤労者・生活者のための金融機関としてその領域を広げることになりました。

戦後の信用組合

第二次世界大戦後においても、中小企業の資金難は熾烈を極めていきます。このような中、中小企業庁は商工協同組合や市街地信用組合を統合し、その資金利用によって中小企業の金融難を解決する方策を考えました。その結果、1949年(昭和24年)に成立したのが「中小企業等協同組合法」と「協同組合による金融事業に関する法律」です。この法律によって、一旦は分かれた市街地信用組合、準市街地信用組合、信用事業を行う商工協同組合が信用協同組合として統合されることになりました。

その後、1951年(昭和26年)に「信用金庫法」が施行され、市街地信用組合の多くは「信用金庫法」に基づく「信用金庫」に転換し、協同組織性を強く意識した市街地信用組合は「中小企業等協同組合法」に基づく「信用組合」として、現在に至っています。

信用組合は江戸時代から続く「協同」の精神の基に、発足以来幾多の変遷を経ながら発展を遂げ、今日、わが国におけるもっとも純粋な協同組織金融機関として、生活者のみなさま、中小企業のみなさまの良きパートナーとして活動しています。

信用組合の現況

平成19年3月末現在、全国には168の信用組合があり、その店舗数は1,858店舗、預金16兆672億円、貸出金9兆4,183億円、組合員数364万人、常勤役職員数2万2千人を擁し、わが国金融制度のなかで確固たる地位を占めています。

信用組合は、本来の業務である預金、貸出、為替に加え、全信組連を通じた日本銀行業務の代理や公共料金の収納、国債・投資信託の窓口販売など、取引先のニーズに応じた各種の金融サービスを提供しています。

預金業務

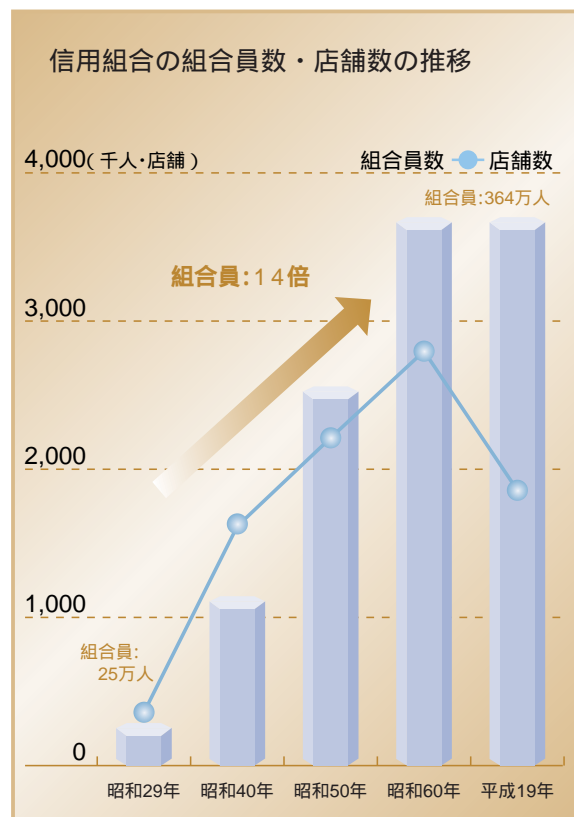
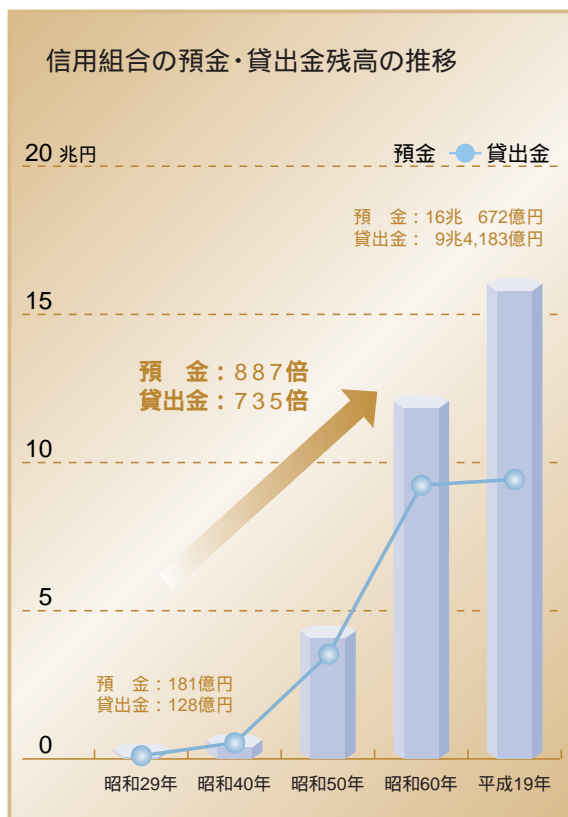
預金者は原則として、組合員、組合員と生計を一にする配偶者その他の親族、国・地方公共団体および非営利法人となっています。

また、預金総額の20%の範囲内で組合員以外の方々(上記を除く)からも預金をお預りしています。

貸出業務

融資先は原則として組合員に限っていますが、貸出総額(金融機関への貸出を除く)の20%までは組合員以外の方への小口貸出(員外貸出)もできることとなっています。

なお、1融資先に対する貸出限度額については、信用組合の自己資本の25%(子会社などを含める場合は40%)相当額となっています。



全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」より作成・平成19年は速報値

海外の信用組合

われわれ信用組合と同様に、海外においても地域・業域・職域に密着した数多くの信用組合が活動しています。ここでは、世界で信用組合の数・利用者の割合が最も多いアメリカ合衆国の信用組合について紹介いたします。

アメリカというと、世界で活躍する大手銀行が中心と思われがちですが、実は、わが国よりもずっと多くの、小規模で地域・業域・職域に密着した金融機関が活躍しています。

アメリカの信用組合(クレジットユニオン)は、2006年12月末現在で8,662の組合が活動しており、全金融機関の半数を占めています(アメリカの銀行数は8,681行)。

全信用組合の総資産は621,124百万ドル(74兆5,348億円:1\$=120円換算)、貸出金は510,773百万ドル(61兆2,927億円)に達しています。また、組合員数は8,822万人と、アメリカの人口3億人の約3割を占めています。

アメリカの信用組合は小規模な先が多く、総資産で1,000万ドル(12億円)以下の信用組合が3,920組合と全体の約半数を占めています。一方、規模が大きな信用組合もあり、例えばアメリカの信用組合で最大規模のNAVY信用組合(米国海軍職員のための職域信用組合)は、総資産が271億2,584万ドル(3兆2,551億円)、組合員数は282万人とわが国地方銀行並みの業容となっています。

信用組合の種類別では、職域信用組合が最も多く全体の36.2%を占め、複合グループ信用組合(複数の職域を対象とする信用組合)が31.1%、地域信用組合が20.9%となっています。

アメリカの信用組合の特徴

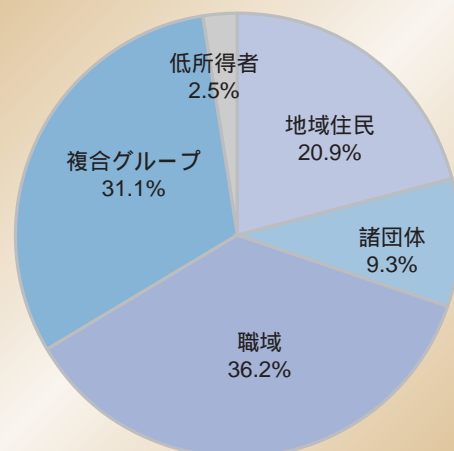
アメリカの信用組合は、"Not for profit, not for charity, but for service"(利益のためではなく、慈善事業のためでもなく、組合員へのより良いサービスのために)をスローガンに掲げ、日本の信用組合と同様、非営利の金融事業を展開しています。

アメリカで、銀行の預金口座を開設・維持するためには、「口座管理手数料」をはじめとした手数料を支払う必要があるため、口座を開設していない世帯は1千万世帯以上あるといわれています。

このような中、アメリカの信用組合は、組合員重視の経営に徹し、口座管理手数料をはじめとした手数料を低くもしくは設定せず、低利で融資を行うとともに、組合員の金銭教育を実施するなど、銀行とは異なるビジネスモデルを展開しています。

また、政府はこのような信用組合の活動を全面的に支援しており、法人税を非課税とするとともに、信用組合のための監督官庁(National Credit Union Administration)を設置し銀行とは異なる視点で監督するなど、信用組合を通じた生活者支援が行われています。

アメリカの信用組合種類別内訳



開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条および「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日付 金融庁告示第17号)」に基づき作成しています。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

全信組連の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第69条)	
1. 信用協同組合等の概況及び組織に関する事項	
イ 事業の組織	38
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	39
ハ 事務所の名称及び所在地	41
ニ 信用協同組合代理業者に関する事項	42・43
(1) 信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名	
(2) 信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所の名称	
2. 信用協同組合等の主要な事業の内容	28～36
3. 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	48・49
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	49
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 出資総額及び出資総口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 預金積金残高	
(8) 貸出金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 単体自己資本比率	
(11) 出資に対する配当金	
(12) 職員数	
ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	
a. 業務粗利益及び業務粗利益率	58
b. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	58
c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	58
d. 受取利息及び支払利息の増減	59
e. 総資産経常利益率	58
f. 総資産当期純利益率	58
(2) 預金に関する指標	
a. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	60
b. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	61
(3) 貸出金等に関する指標	
a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	62
b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	62
c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	63
d. 使途別の貸出金残高	63
e. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	63

f. 預貸率の期末値及び期中平均値	59
(4) 有価証券に関する指標	
a. 商品有価証券の種類別の平均残高	65
b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	65
c. 有価証券の種類別の平均残高	65
d. 預証率の期末値及び期中平均値	59
4. 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	16～23
ロ 法令遵守の体制	14、15
5. 信用協同組合等の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	50～54
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	24、25
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況	55
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	66、67
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) 第41条第1項第5号に掲げる取引	
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
ヘ 貸出金償却の額	64
ト 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	55

全信組連及び子会社等の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第70条)	
1. 信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する事項	
イ 主要な事業の内容及び組織の構成	46
ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項	46
(1) 名称	
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
(3) 資本金又は出資金	
(4) 事業の内容	
(5) 設立年月日	
(6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	
(7) 信用協同組合等の子会社等以外の子会社等が保有する当該子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	
2. 主要な業務に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	76
ロ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	76
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 純資産額	

(5) 総資産額	
(6) 連結自己資本比率	
2. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び	77、78
連結剰余金計算書	
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	85
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況	82
ニ 2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業	76
の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益	
の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
(平成19年3月23日付金融庁告示第17号)

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	76
イ 連結グループに属する会社と連結の範囲に	
含まれる会社との相違点	
ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な	
連結子会社の名称及び主要な業務の内容	
ハ 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営	
む関連法人等	
ニ 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに	
掲げる控除項目の対象となる会社	
ホ 協金法第4条の2第1項第1号に掲げる会社のうち同	
号イに掲げる業務を専ら営むもの若しくは同項第2	
号に掲げる会社又は協金法第4条の4第1項第6号に	
掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの若しく	
は同項第7号に掲げる会社であって、連結グループ	
に属していない会社	
ヘ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る	
制限等の概要	
2. 自己資本調達手段の概要	49、76
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	16
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項	17、18
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、	
次に掲げる事項	
(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付	
機関等の名称	
(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト	
の判定に使用する適格格付機関等の名称	
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び	18
手続の概要	
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の	21
リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	21
イ リスク管理の方針及び手続の概要	

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・	
アセットの額の算出に使用する方式の名称	
ハ 証券化取引に関する会計方針	
ニ 種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格	
格付機関の名称	
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	23
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用す	
る手法の名称	
9. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針	
及び手続の概要	22
10. 金利リスクに関する次に掲げる事項	20
イ リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	

定量的な開示事項(単体)

1. 自己資本の構成に関する事項	55
イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	
(1) 出資金及び資本剰余金	
(2) 利益剰余金	
(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しな	
いもの	
(4) 自己資本比率告示第13条第1項第1号から第4号	
までの規定により基本的項目から控除した額	
(5) 自己資本比率告示第13条第1項第5号の規定に	
より基本的項目から控除した額	
ロ 自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額	
ハ 自己資本比率告示第十五条に定める控除項目の額	
ニ 自己資本の額	
2. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び	56
ポートフォリオ区分ごとの額	
ロ オペレーショナル・リスクに対する	56
所要自己資本の額	
ハ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第11条の	55
算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	
ニ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に	56
4パーセントを乗じた額	
3. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項	
イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	57
ロ 地域別・業種別・残存期間別の額及び地域別・	57
業種別の内訳	
ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び	57
区分ごとの内訳	
ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外	64
債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額	
ホ 業種別の貸出金償却の額	64
ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減	56
手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本	
比率告示第15条第1項第2号及び第5号の規定に	
より資本控除した額	
4. 信用リスク削減手法に関する事項	57

開示項目一覧

イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額
ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	(4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の……… 68 リスクに関する事項	(5) 自己資本比率告示第4条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額
イ 与信相当額の算出に用いる方式	(6) 自己資本比率告示第4条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額
ロ グロス再構築コストの額の合計額	ロ 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額
ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	ハ 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額
ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	二 自己資本の額
ホ 担保の種類別の額	3. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び……… 83 ポートフォリオ区分ごとの額
ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	ロ オペレーショナル・リスクに対する所要……… 83 自己資本の額
チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	ハ 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第2条の…… 82 算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合
6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項……… 69	二 自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に……… 83 4パーセントを乗じた額
イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項	4. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項	イ 期末残高及び主な種類別の内訳……… 84
(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	ロ 地域別・業種別・残存期間別の額及び……… 84 主な種類別の内訳
(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び……… 84 地域別・業種別の内訳
(3) 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定……… 85 海外債権引当金の期末残高及び期中の増減額
(4) 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	ホ 業種別の貸出金償却の額……… 85
7. 出資等エクスポージャーに関する次に掲げる事項……… 70	ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手…… 83 法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第6条第1項第3号及び第6号の規定により資本控除した額
イ 貸借対照表計上額、時価及び上場・非上場別の貸借対照表計上額	5. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項……… 84
ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額
ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の……… 86 リスクに関する事項
8. 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額……… 20	イ 与信相当額の算出に用いる方式
定量的な開示事項(連結)	ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額
1. 自己資本比率告示第6条第1項第2号イからハまでに…… 76 掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社	ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額
2. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項……… 82	ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額
イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	ホ 担保の種類別の額
(1) 出資金及び資本剰余金	ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
(2) 利益剰余金	ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
	チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項…………… 87

イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- (3) 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (4) 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

8. 出資等エクスポージャーに関する次に掲げる事項…………… 88

イ 貸借対照表計上額、時価及び上場・非上場別の貸借対照表計上額

ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

9. 金利リスクに関して内部管理上使用了金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…………… 20

全信組連ホームページ



<http://www.zenshinkumiren.jp>



The Shinkumi
Federation Bank